

第2次 能代市障がい者計画

～ともに生きるよろこびのあるまち能代～

平成27年3月

能 代 市



「障がい」及び「障害」の表記について

- 本計画では、「障がい」と「障害」の表記について、下記のとおりとします。
- 特定の事項を示さない一般的な言い回しについては「障がい」と表記します。
 - 「法律や条例等に基づく制度及び施設等の名称」、「組織名」、「事業等の固有名称」に「障害」が使われている場合はそのまま表記します。

はじめに

本市では、これまで平成19年3月に策定した「能代市障害者計画」に基づき、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが能代に住んでよかったと思えるようなまちを目指して、市民の皆様と協働して障がい者施策を推進してまいりました。

この間、国においては、平成23年10月に障害者基本法が改正され、障がいの定義が見直されたほか、平成24年10月には障害者虐待防止法が施行、平成25年4月には障害者自立支援法が障害者総合支援法となり難病患者等も障害福祉サービスを利用できるようになり、同年6月には障害者差別解消法が公布されるなどの制度改正が行われています。

地域社会においては、少子高齢化、人口減少、一人暮らし世帯の増加、防災対策の強化など、障がい者を取り巻く環境も大きく変化し、新たな対応も必要となっております。

こうした状況や新たな課題を踏まえ、現計画の計画期間終了を機に、本市の障がい者のための施策に関する基本的な計画となる「第2次能代市障がい者計画」を策定いたしました。本計画は、現計画の基本目標を継承し、障がいのあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する地域社会の実現を目指しています。

また、この計画には「相互理解の促進」、「地域生活の支援体制の充実」、「自立と社会参加の促進」、「安全・安心、快適なまちづくり」の4つの基本的方向と、それらに対応する基本的施策や重点施策等を示すとともに、重点施策等の推進による成果を評価する目安としての目標指標（目標値）を掲げております。

計画の推進にあたっては、障がいのある方やそのご家族、市民、事業者、行政等がそれぞれの責任と役割を果たすとともに、相互の連携と協働が大変重要となります。市民の皆様には今後一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました能代市地域総合支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの障がい者及び関係団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成27年3月

能代市長 齊藤 滋 宣

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 基本理念・基本目標	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	2
5 計画の策定体制	3
第2章 障がい者等の現状と障がい者福祉の課題	5
1 障がい者等の状況	5
2 第1次障害者計画の実施状況等	24
3 障がい者福祉の重点課題	28
第3章 計画の大綱	40
1 施策の基本的方向	40
2 施策の体系	41
3 重点的に取り組む事項	42
第4章 施策の展開	43
1 相互理解の促進	43
(1) 理解・啓発活動の推進	43
(2) 福祉に関する教育の推進	44
(3) ボランティア活動等の支援及び障がい者団体の支援	45
2 地域生活の支援体制の充実	46
(1) 保健・医療サービスの充実	46
(2) 療育体制の整備	47
(3) 相談体制の拡充	48
(4) 在宅生活の支援	49
(5) 居住支援の充実	51
(6) 権利擁護の推進	52
3 自立と社会参加の促進	53
(1) 教育環境の充実	53
(2) 雇用・就労の促進	54
(3) スポーツ・レクリエーション・文化活動の促進	56

4	安全・安心、快適なまちづくり	57
(1)	人にやさしいまちづくりの推進	57
(2)	移動条件の整備	58
(3)	住宅の整備促進	59
(4)	情報提供体制の充実	60
(5)	防犯、防災対策の推進	61
第5章	市民・関係機関等との協働と計画の推進体制	63
1	市民・関係機関・団体・事業者等との協働	63
2	計画の推進体制	63
参考資料		64

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、「障がいのある人が、自己選択と自己決定をもとに、住み慣れた地域で自立し、あらゆる分野に積極的に参加し活動できる環境づくり」を基本理念として、平成18年度に能代市障害者計画を策定し、障がい者に関する諸施策の推進に取り組んできました。

この度、能代市障害者計画の計画期間が今年度をもって終了することに伴い、新たに「第2次能代市障がい者計画」を策定するものでありますが、障がい福祉の制度や社会環境など障がい者福祉をめぐる状況・動向が大きく変化し、新たな対応も必要になってきていることなどから、本市における障がいのある人の状況等も踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定するものです。

2 基本理念・基本目標

障害者基本法第1条において「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指し、その社会の実現において「全て障害者は、可能な限りどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」と第3条第2項に規定されていることを踏まえて、本計画の基本理念を「障がいのある人が、地域で人とながりながら、生き生きと暮らせる環境づくり」とします。

また、この基本理念に基づき、基本目標は前計画を継承し「ともに生きるよろこびのあるまち能代」とし、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが能代に住んでよかったと思えるようなまちを目指して、市民一人一人の参加を得ながら、本計画の施策・事業を進め、「ともに生きるよろこびのあるまち能代」の実現を目指します。

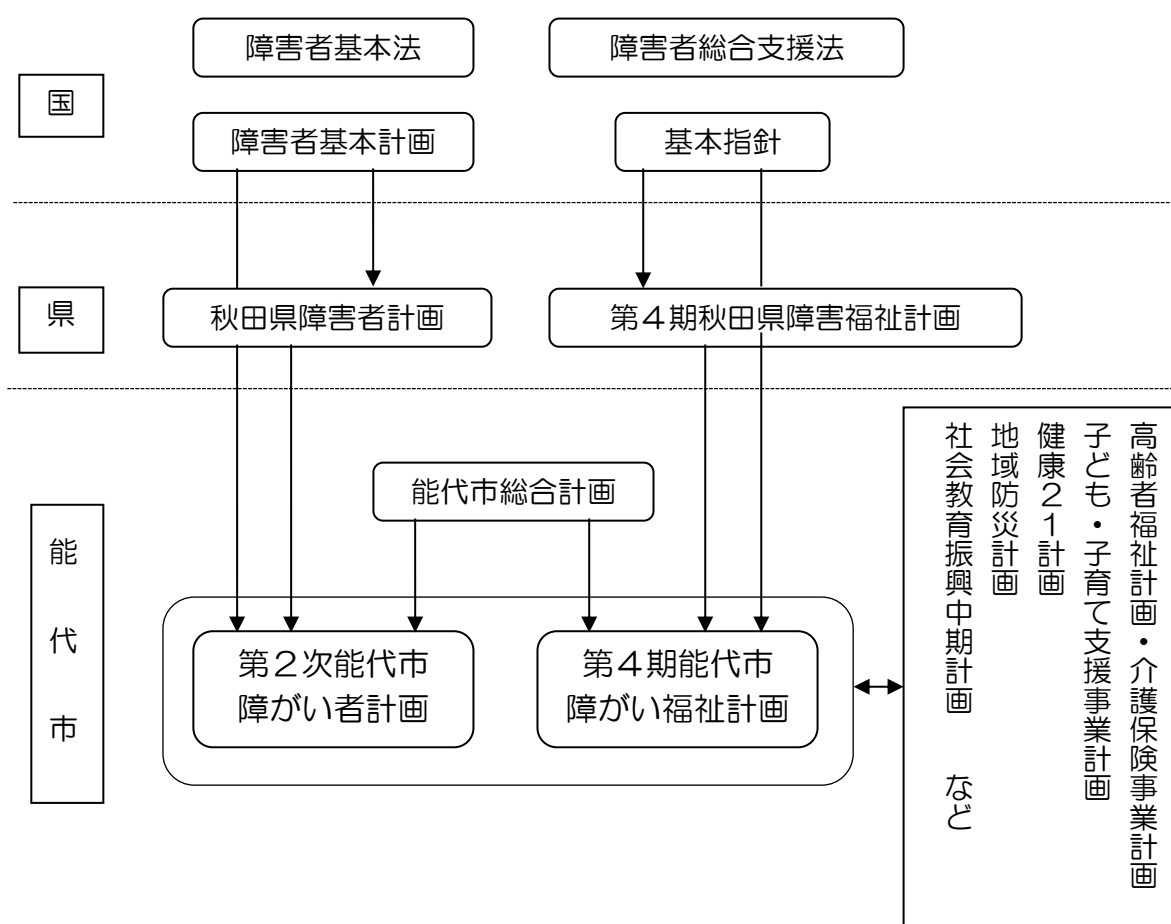
なお、前計画の基本理念は「障がいのある人が、自己選択と自己決定をもとに、住み慣れた地域で自立し、あらゆる分野に積極的に参加し活動できる環境づくり」でしたが、基本的な理念として、今後もその重要性は変わらないと考えられることから、本計画においてもその考え方は継承するものとします。

3 計画の位置づけ

第2次能代市障がい者計画は、本市の障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画にあたります。

国の障害者基本計画及び秋田県障害者計画を基本とし、本市の最上位計画である能代市総合計画をはじめ、関連する市の計画との整合を図ります。

計画の位置づけと関連計画



4 計画の期間

第2次能代市障がい者計画は、能代市障害者計画を継承し、長期的な展望を視野に入れつつ、平成27年度から35年度までの9年間を計画期間とします。

なお、その後の社会状況の変化や国の障がい者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも必要に応じて見直しを行います。

計画期間

(年度)

26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
能代市障害者計画	第2次能代市障がい者計画								
第3期能代市 障害福祉計画	第4期能代市 障がい福祉計画			第5期能代市 障がい福祉計画			第6期能代市 障がい福祉計画		
障害者基本計画（25～29年度）									
秋田県障害者計画（23～32年度）									

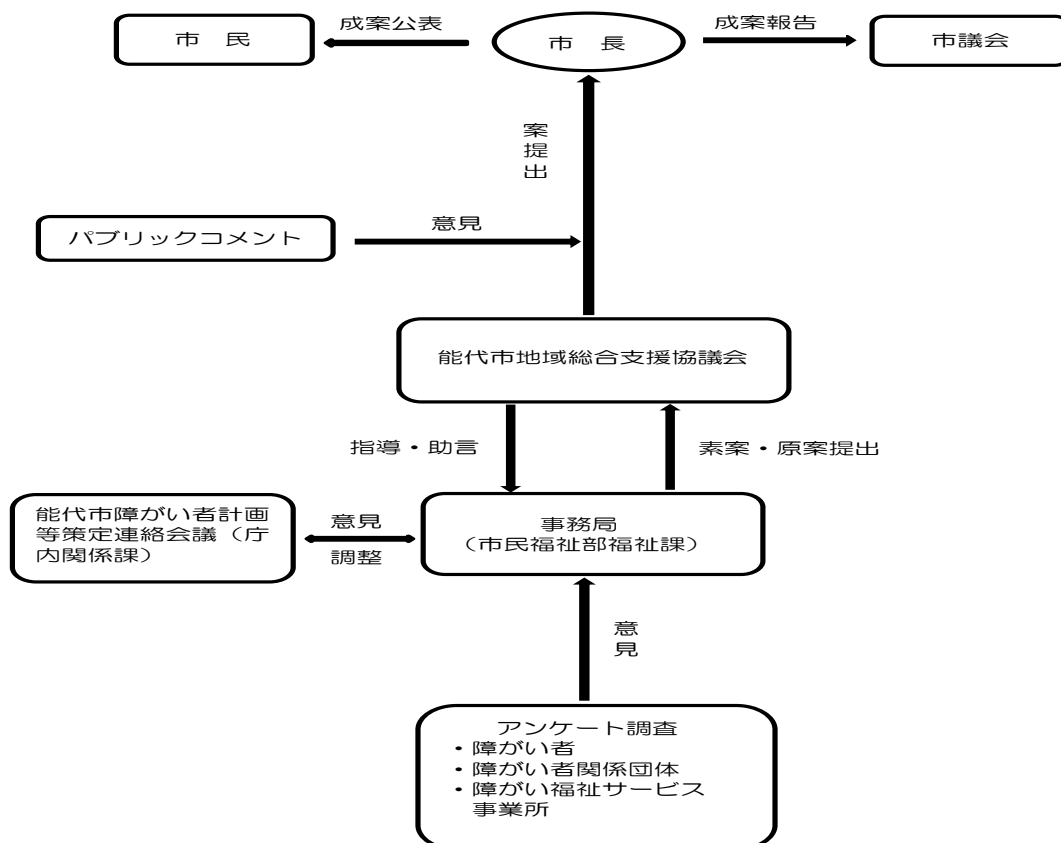
5 計画の策定体制

計画策定にあたっては、関係機関・団体及び障がい者等で組織する「能代市地域総合支援協議会」と庁内の関係各課による「能代市障がい者計画等策定連絡会議」において、各種調査の結果や計画内容などについて協議し、その意見を踏まえながら策定しています。

また、障がい者福祉に関して、障がい者（身体・知的・精神障がい者等）、障がい者関係団体及び障害福祉サービス提供事業所に対してアンケート調査を実施し、その意見などを計画策定に反映しています。

そのほか、市ホームページに計画の原案等の情報を公開し、市民からの意見を求めました。

策定体制の構図



アンケート調査の実施概要

区 分	障がい者	障がい者 関係団体	障がい福祉 サービス事業所
対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者手帳所持者、手帳を所持していない障がい者	市内の障がい者関係団体	能代山本地区の障がい福祉サービス事業所
抽出方法	身体障害者手帳所持者の約半数(ただし、18歳未満及び施設入所者は全員とし、その他は年齢に留意した無作為抽出)、療育手帳所持者及び精神障害者手帳所持者の全員、手帳を所持していない障がい者(特別児童扶養手当受給者・難病患者)	市内で活動している団体	能代市の障がい者が利用している事業所
調査方法	郵送配布・郵送回収		
調査期間	平成26年7月10日～8月18日		
配布数	2,315	8	30
回収数	1,356	6	21
回収率	58.5%	75.0%	70.0%

アンケート調査に回答した障がい者の障がい別・年齢別内訳

区 分	障がい区分					計	
	身体	知的	精神	その他	無回答		
年 齢	～17歳	14	26	2	0	1	43
	18～29歳	15	40	4	0	0	59
	30～39歳	29	37	18	0	0	84
	40～49歳	36	30	26	0	2	94
	50～59歳	88	26	13	0	2	129
	60～69歳	187	24	13	3	13	240
	70歳～	621	17	8	6	50	702
	無回答	2	2	0	0	1	5
計	992	202	84	9	69	1,356	

第2章 障がい者等の現状と障がい者福祉の課題

1 障がい者等の状況

(1) 人口の動向

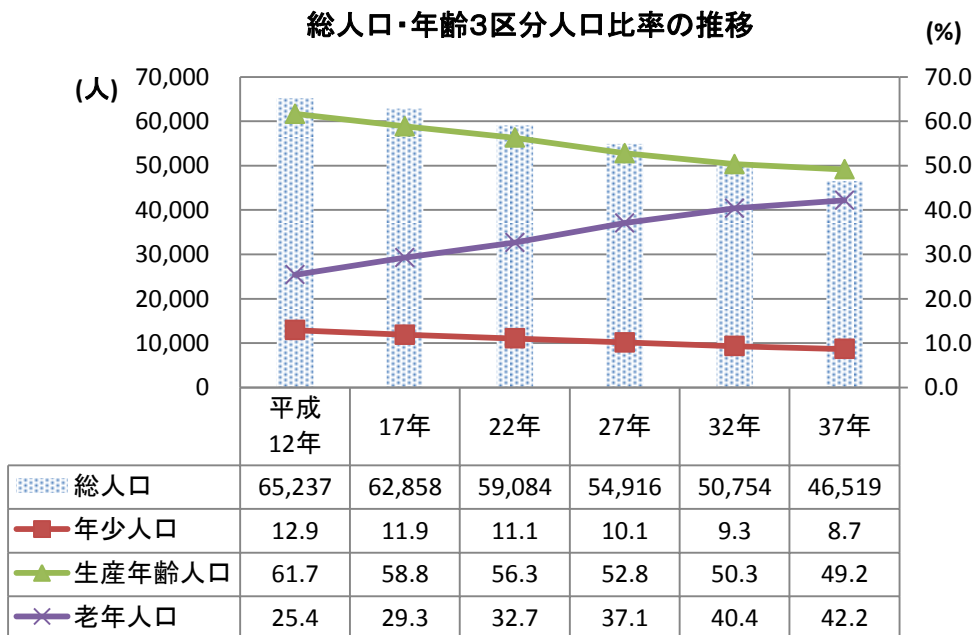
① 総人口の推移

平成22年の国勢調査によると、本市の総人口は59,084人となっており、平成12年度と比較して6,153人減少しています。

人口推計によると、平成37年の人口は46,519人で平成22年と比較すると15年間で12,565人減少する見込みとなっています。

老年人口の比率は今後も増え続け、高齢化は進行していく見通しですが、人口は平成32年頃をピークに減少していく見込みです。

生産年齢人口の比率は、平成37年で49.2%と半分を下回り、平成22年の人口と比較すると15年間で10,377人減少する見込みとなっています。

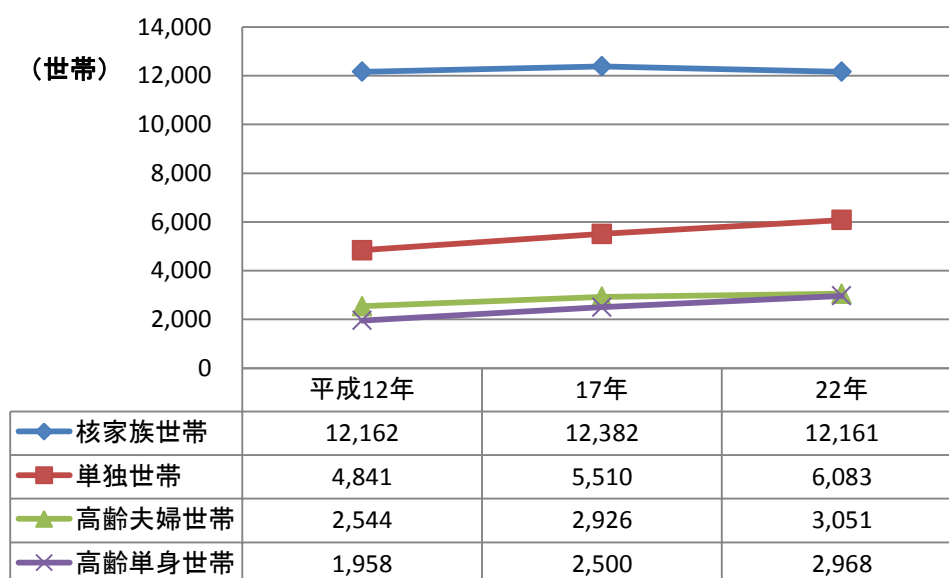


(資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口)

②世帯の状況

平成22年の核家族世帯は12,161世帯で、平成12年とほぼ同数となっています。単独世帯は平成22年に6千世帯を超え、高齢夫婦世帯や地域生活の維持に支援が必要となる可能性が高い高齢単身世帯も増加しています。

世帯数の推移

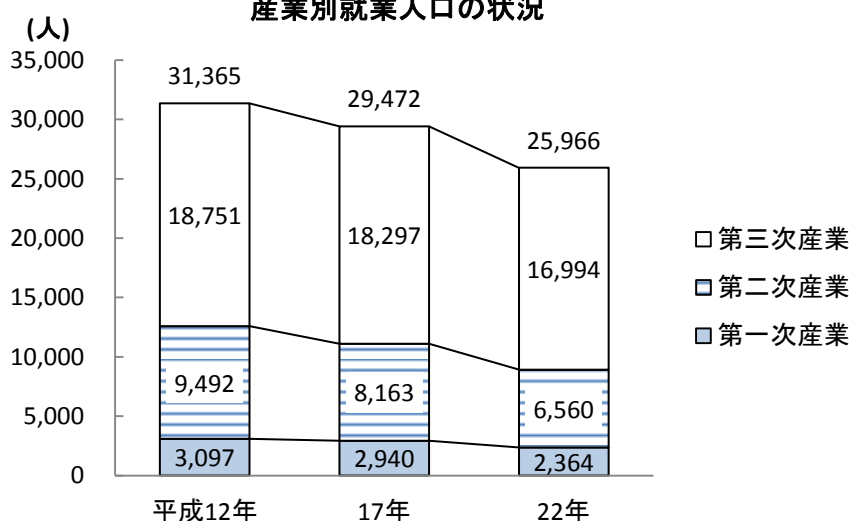


(資料：国勢調査)

③産業別就業人口の状況

高齢化の進展に伴って就業人口も次第に減少しており、平成22年には25,966人と総人口の約4.4%となっています。また、いずれの産業人口も減少していますが、第三次産業の割合は65%と増加しています。

産業別就業人口の状況



(資料：国勢調査)

(2) 障がい者の状況

能代市の障がい者（手帳所持者）数は、身体障がい、知的障がい、精神障がいを合わせて、平成25年度末現在で3,944人です。

障がい者別の内訳でみると、身体障害者手帳所持者3,188人（80.8%）、療育手帳所持者（知的障害者）461人（11.7%）、精神障害者保健福祉手帳所持者295人（7.5%）となっています。総人口に占める割合は7%弱で少しずつ増えています。

障がい者数の推移 (各年度3月31日現在)

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
身体障害者手帳所持者	3,205	3,258	3,240	3,209	3,188
療育手帳所持者	441	450	430	479	461
精神障害者保健福祉手帳所持者	270	271	307	301	295
合 計	3,916	3,979	3,977	3,989	3,944
総人口に占める割合	6.5%	6.6%	6.7%	6.8%	6.9%

①身体障がい者の状況

身体障がい者の人数は平成22年度をピークに減少傾向にありますが、種類別の割合は「肢体不自由」が50%台後半で少しずつ増加し、次いで「内部障害」が25%強で推移しています。「聴覚又は平衡機能」「視覚」が10%弱、「音声・言語・そしゃく」が1%強となっています。

(各年度3月31日現在)

障害種別	年度		平成12年度		17年度		22年度		25年度	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)		
視 覚	238	8.2	253	8.1	253	7.8	217	6.8		
聴覚又は平衡機能	258	8.9	261	8.3	273	8.4	269	8.4		
音声・言語・そしゃく	41	1.4	37	1.2	39	1.2	36	1.1		
肢体不自由	1,616	55.8	1,761	56.3	1,859	57.1	1,842	57.8		
内部障害	743	25.7	818	26.1	834	25.6	824	25.8		
内 訳	心臓	516	17.8	523	16.7	513	15.7	488	15.3	
	腎臓	114	3.9	133	4.2	137	4.2	151	4.7	
	呼吸器	52	1.8	60	1.9	50	1.5	43	1.3	
	膀胱・直腸・小腸	61	2.1	102	3.3	129	4.0	136	4.3	
	肝臓	—	—	—	—	4	0.1	5	0.2	
	免疫	—	—	—	—	1	0.0	1	0.0	
合 計	2,896	100.0	3,130	100.0	3,258	100.0	3,188	100.0		

第2章 障がい者等の現状と障がい者福祉の課題

等級別では、平成25年度末現在で、1級～2級の重度障がい者が1,543人（48.4％）と全体の半数近くを占めており、次いで3級～4級の中度、5～6級の軽度の順になっています。

等級別身体障害者手帳所持者数 (各年度3月31日現在)

等級	平成12年度		17年度		22年度		25年度	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
1級	916	31.6	861	27.5	1,047	32.1	970	30.4
2級	548	18.9	651	20.8	596	18.3	573	18.0
3級	618	21.3	691	22.1	630	19.3	635	19.9
4級	434	15.0	543	17.3	634	19.5	701	22.0
5級	194	6.7	182	5.8	162	5.0	135	4.2
6級	186	6.4	202	6.5	189	5.8	174	5.5
合計	2,896	100.0	3,130	100.0	3,258	100.0	3,188	100.0

年齢階層別では、平成25年度末現在で、65歳以上の方が2,527人（79.3％）と手帳所持者の約8割が高齢者となっています。また、その中で1級の方が750人（23.5％）と高齢で最重度の方が最も多い状況となっています。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数 (平成26年3月31日現在)

等級	18歳未満		18～65歳未満		65歳以上		合計	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
1級	8	0.3	212	6.6	750	23.5	970	30.4
2級	9	0.3	122	3.8	442	13.9	573	18.0
3級	5	0.2	110	3.5	520	16.3	635	19.9
4級	5	0.2	120	3.8	576	18.1	701	22.0
5級	0	0.0	39	1.2	96	3.0	135	4.2
6級	2	0.1	29	0.9	143	4.5	174	5.5
合計	29	0.9	632	19.8	2,527	79.3	3,188	100.0

②知的障がい者の状況

療育手帳所持者は、平成25年度末現在461人で、平成12年度と比較して1.2倍(80人)増加しています。療育手帳Bの所持者が半数を超え、増加傾向にあります。

等級別療育手帳所持者数 (12・17年度8月1日現在、22・25年度3月31日現在)

等級	平成12年度		17年度		22年度		25年度	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
療育手帳A	226	59.3	245	59.9	250	55.6	224	48.6
療育手帳B	155	40.7	164	40.1	200	44.4	237	51.4
合計	381	100.0	409	100.0	450	100.0	461	100.0

平成25年度末における18歳以上の方の状況は、重度が148人と最も多く、次いで中度が105人、軽度が62人と続いています。

また、在宅が121人(30.9%)、うち就労中が34人(8.7%)、施設利用が271人(69.1%)となっており、就労も施設利用もしていない在宅者は87人となっています。

18歳以上の療育手帳所持者の状況 (平成26年3月31日現在)

	軽度	中度	重度	最重度	重症心身	計
在宅	37	39	37	5	3	121
(うち就労中)	(18)	(13)	(3)	(0)	(0)	(34)
施設利用	25	66	111	51	18	271
(うち入所施設)	(8)	(28)	(73)	(33)	(14)	(156)
(うち通所施設)	(17)	(38)	(38)	(18)	(4)	(115)
計	62	105	148	56	21	392

年齢階層別では、平成25年度末現在で、18歳以上65歳未満の方が318人(69.0%)と約7割を占めています。また、その中で療育手帳Bの方が171人(37.1%)と最も多い状況となっています。

年齢階層別療育手帳所持者数 (平成26年3月31日現在)

等級	18歳未満		18~65歳未満		65歳以上		合計	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
療育手帳A	17	3.7	147	31.9	60	13.0	224	48.6
療育手帳B	52	11.3	171	37.1	14	3.0	237	51.4
合計	69	15.0	318	69.0	74	16.0	461	100.0

第2章 障がい者等の現状と障がい者福祉の課題

③精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成25年度末現在295人で、平成12年度と比較して2.9倍（194人）増加しています。2級の方が180人（61.0%）、次いで1級76人、3級39人の順になっています。1級の方が増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者 (各年度3月31日現在)

等級	平成12年度		17年度		22年度		25年度	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
1級	11	10.9	42	18.1	61	22.5	76	25.8
2級	71	70.3	156	67.2	170	62.7	180	61.0
3級	19	18.8	34	14.7	40	14.8	39	13.2
合計	101	100.0	232	100.0	271	100.0	295	100.0

(資料：山本地域振興局)

年齢階層別では、平成25年度末現在で、18歳以上65歳未満の方が237人（80.3%）と約8割を占めています。また、その中で2級の方が152人（51.5%）と最も多い状況となっています。

年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数 (平成26年3月31日現在)

等級	18歳未満		18～65歳未満		65歳以上		合計	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
1級	3	1.0	50	16.9	22	7.5	76	25.8
2級	1	0.3	152	51.5	26	8.8	180	61.0
3級	1	0.3	35	11.9	5	1.7	39	13.2
合計	5	1.7	237	80.3	53	18.0	295	100.0

(資料：山本地域振興局)

平成25年度末現在、精神科の治療を受けている人、または受けたことがある人は979人で、医療保護入院が40人、公費通院が602人、医療費の公費負担を受けないで通院・入院している人などその他の人が337人となっています。平成12年度と比較して、1.6倍（378人）増えており、特に公費通院は倍増（320人）しております。

また、病名別では「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」の方が372人（38.0%）、次いで「気分（感情）障害」の方が232人（23.7%）となっています。

精神保健医療の状況 (各年度3月31日現在)

形態別	平成12年度		17年度		22年度		25年度	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
医療保護入院	70	11.6	59	7.5	65	7.1	40	4.1
公費通院	282	46.9	277	35.4	558	61.3	602	61.5
その他	249	41.4	446	57.0	288	31.6	337	34.4
合計	601	100.0	782	100.0	911	100.0	979	100.0

(資料：山本地域振興局)

病名別状況 (平成26年3月31日現在)

病名		人数	構成比(%)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害		372	38.0
気分(感情)障害		232	23.7
てんかん		62	6.3
症状性を含む器質性精神障害	アルツハイマー型の認知症	54	5.5
	血管性認知症	13	1.3
	上記以外の症状性を含む器質性精神障害	48	4.9
精神作用物質による精神及び行動の障害	アルコール使用による精神及び行動の障害	32	3.3
	覚せい剤による精神及び行動の障害	0	0.0
	上記を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	7	0.7
精神遅滞		21	2.1
成人の人格及び行動の障害		8	0.8
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害		84	8.6
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群		3	0.3
心理的発達の障害		29	3.0
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害		9	0.9
その他		5	0.5
合計		979	100.0

(資料：山本地域振興局)

第2章 障がい者等の現状と障がい者福祉の課題

④障がい児の状況

市内の特別支援学校に在学している児童・生徒は、平成26年5月1日現在で96人です。また、市内の小中学校の特別支援学級で授業を受けている児童・生徒は56人となっています。そのほか、身体障害者手帳または療育手帳所持者で18歳未満の方の在宅等の状況は下記の表のとおりとなっています。

能代養護学校の児童生徒数 (平成26年5月1日現在)

幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
—	30	24	42	96

(資料：能代養護学校)

小・中学校特別支援学級の状況 (平成26年5月1日現在)

障害種別	小学校		中学校		計	
	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
知的障害	25	8	6	5	31	13
自閉症・情緒障害	18	8	5	4	23	12
病弱・身体虚弱	1	1			1	1
難聴	1	1			1	1
計	45	18	11	9	56	27

身体障がい児の状況 (平成26年3月31日現在)

	視覚	聴覚	平衡	音声言語	そしゃく	肢体	内部障害	計
在宅	1	3				14	10	28
児童福祉施設						1		1
計	1	3				15	10	29

知的障がい児の状況 (平成26年3月31日現在)

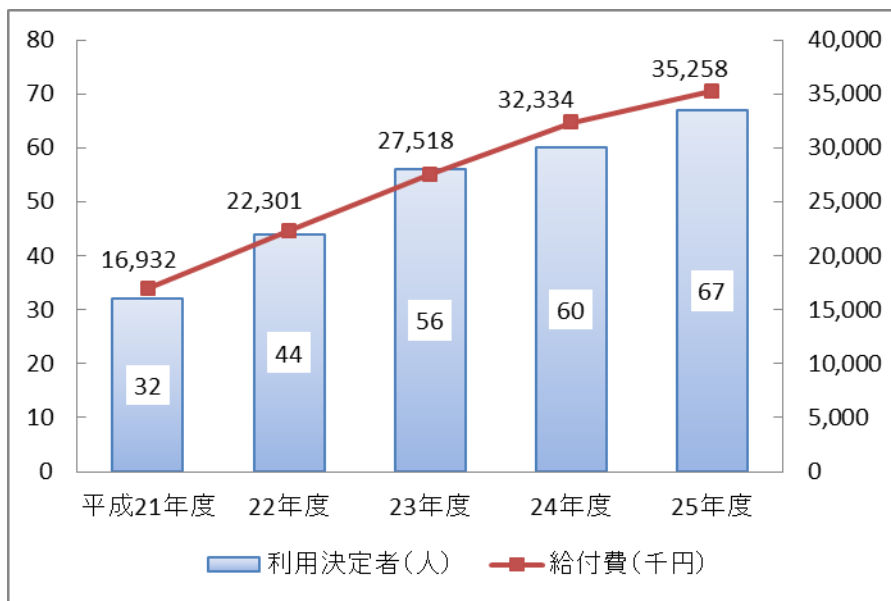
	軽度	中度	重度	最重度	重症心身	計
在宅	22	10	6	1	1	40
(うち特別支援学校在籍)	(15)	(6)	(4)	(1)	(1)	(27)
(うち特別支援学級在籍)	(4)	(2)	(1)	(0)	(0)	(7)
(うち普通学級在籍)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(3)
(うち学齢前児童)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(3)
施設利用	6	6	6	8	3	29
(うち入所施設)	(0)	(0)	(0)	(3)	(1)	(4)
(うち通所施設)	(6)	(6)	(6)	(5)	(2)	(25)
計	28	16	12	9	4	69

(3) 障害福祉サービスの利用状況

平成21年度から25年度までの各年度の障害福祉サービスの利用決定者数及び給付費（年間）の推移は以下のとおりです。制度の定着、事業所の新法への移行等により、増加傾向が見られます。

①訪問系サービス

訪問系サービスは、この間人数も給付費も倍増しており、居宅介護が増えています。

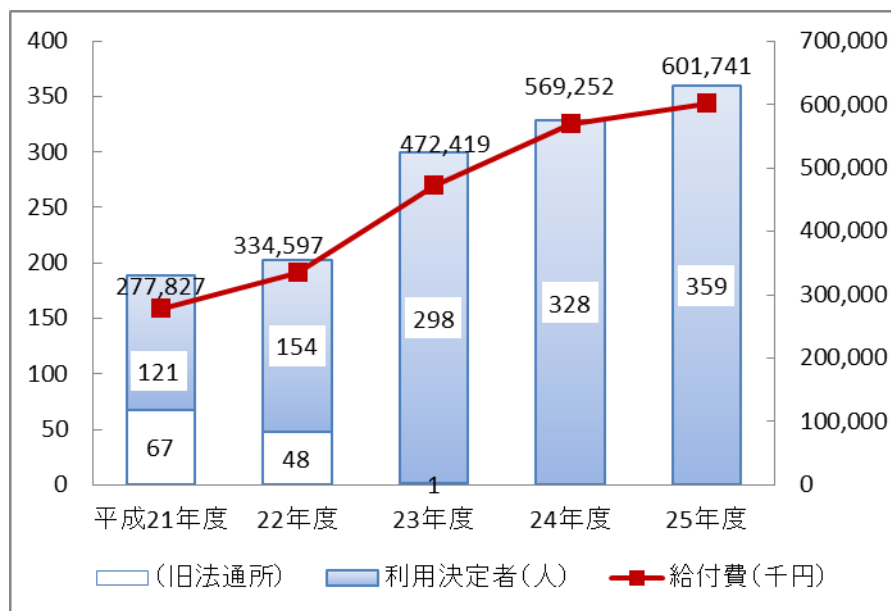


		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用決定者	居宅介護(ホームヘルプ)	26	39	51	56	63
	重度訪問介護	6	5	5	4	4
	行動援護	0	0	0	0	0
	同行援護	—	—	0	0	0
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
給付費(千円)	居宅介護(ホームヘルプ)	7,059	9,527	17,134	20,132	23,156
	重度訪問介護	9,873	12,774	10,384	12,202	12,102
	行動援護	0	0	0	0	0
	同行援護	—	—	0	0	0
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0

②日中活動系サービス

日中活動系サービスは、旧法施設の新体系への移行期限が平成23年度末であったことや在宅の利用者の増加により、生活介護の利用者がこの間大幅に増加し、給付費の三分の二以上を占めるようになっていきます。

また、就労移行支援や就労継続支援の人数は2.6倍増えています。



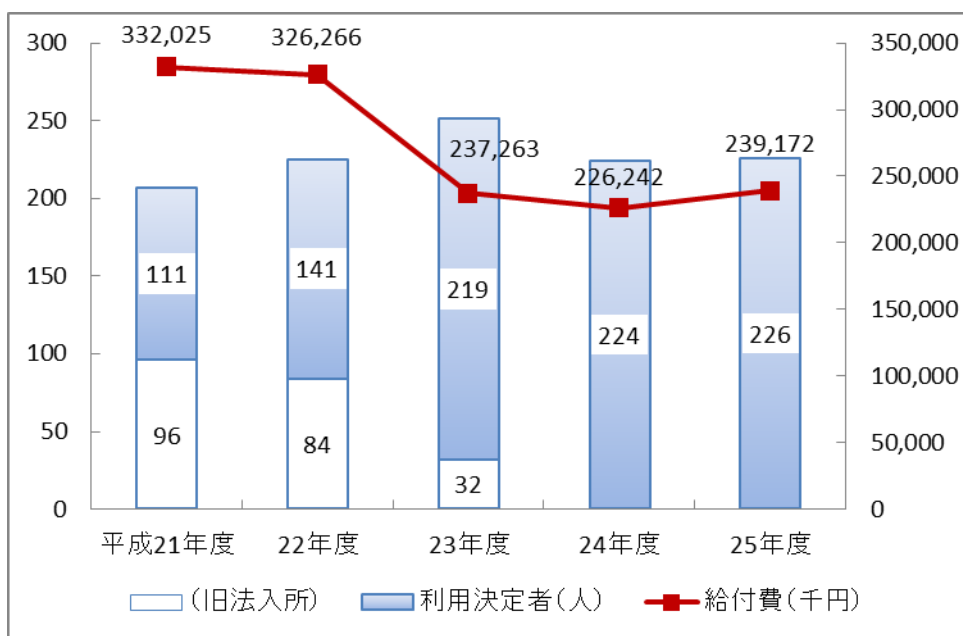
		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用者	生活介護	61	82	191	201	210
	自立訓練(機能訓練)	6	3	3	2	0
	自立訓練(生活訓練)	7	6	6	12	12
	宿泊型自立訓練	0	1	2	3	3
	就労移行支援	0	6	14	15	17
	就労継続支援(A型)	0	0	1	1	1
	就労継続支援(B型)	45	53	78	81	102
	療養介護	2	3	3	13	14
	(旧法通所)	67	48	1	—	—
給付費(千円)	生活介護	118,640	165,499	327,627	407,787	402,302
	自立訓練(機能訓練)	6,154	4,230	3,892	3,892	0
	自立訓練(生活訓練)	9,209	5,302	6,604	6,604	18,805
	宿泊型自立訓練	0	1,117	1,362	1,362	5,089
	就労移行支援	0	10,669	22,906	22,906	25,267
	就労継続支援(A型)	0	0	1,325	1,501	1,156
	就労継続支援(B型)	51,824	62,450	91,285	91,285	106,625
	療養介護	5,758	6,949	9,255	33,915	42,497
	(旧法通所)	86,242	78,381	8,163	—	—

③居住系サービス

居住系サービスは、平成26年度から共同生活援助（グループホーム）と統合された共同生活介護（ケアホーム）が増加傾向にあります。

入所施設の日中サービスが生活介護等のサービスに移行したことにより、居住系サービスの給付費はこの間大幅に減少しましたが、利用決定者はさほど減少していません。

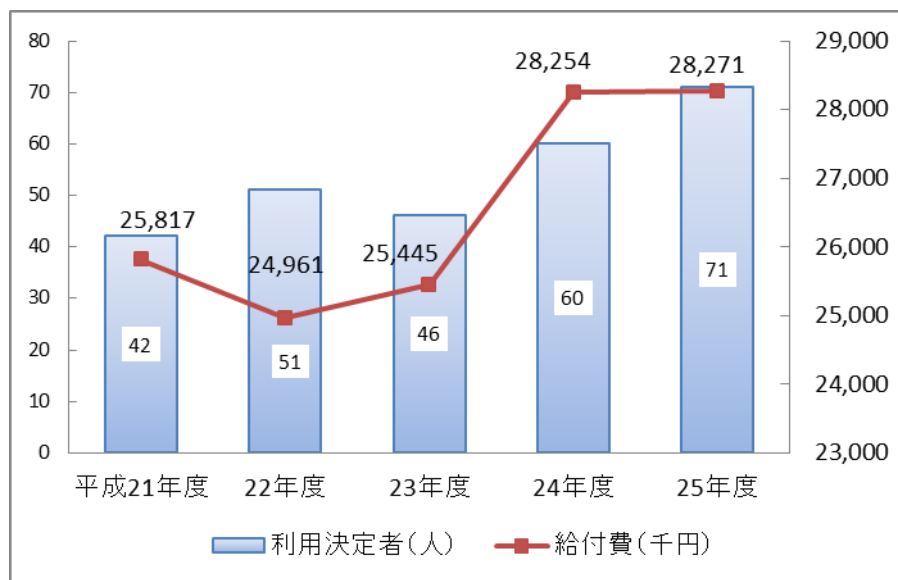
短期入所の利用決定者は増えていますが、給付費の状況から見ると利用日数は必ずしも増えていません。



		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用決定者	共同生活介護(CH)	14	20	23	27	30
	共同生活援助(GH)	18	23	23	18	18
	施設入所支援	68	80	159	160	152
	短期入所(ショートステイ)	11	18	14	19	26
	(旧法入所)	96	84	32	-	-
給付費(千円)	共同生活介護(CH)	18,693	24,598	31,407	41,968	47,874
	共同生活援助(GH)	11,104	12,903	12,871	12,871	11,546
	施設入所支援	57,945	76,906	130,421	167,205	177,475
	短期入所(ショートステイ)	5,764	2,790	3,347	4,198	2,277
	(旧法入所)	238,519	209,069	59,217	-	-

④児童福祉法に基づくサービス

障害者自立支援法の一部改正（平成24年4月施行）により、従来の児童デイサービスは児童福祉法に基づく事業となり、放課後等デイサービスまたは児童発達支援として再編され、増加傾向にあります。



		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用者	児童デイサービス	42	51	46	—	—
	放課後等デイサービス	—	—	—	42	48
	児童発達支援	—	—	—	17	22
	医療型児童発達支援	—	—	—	1	1
給付費(千円)	児童デイサービス	25,817	24,961	25,445	—	—
	放課後等デイサービス	—	—	—	24,402	24,053
	児童発達支援	—	—	—	3,593	4,026
	医療型児童発達支援	—	—	—	259	192

⑤相談支援

障害者自立支援法の一部改正（平成24年4月施行）により、すべての障害福祉サービス利用者について、平成26年度末までにサービス等利用計画を作成することとなっておりますが、計画作成を担う指定特定相談事業所は平成26年10月現在市内で3事業所のみで、事業所の拡大及び相談支援専門員の養成が求められています。

平成26年10月1日現在、サービス等利用計画の作成を要する障がい者は411人、障がい児は43人ですが、作成済みの障がい者は195人（47.4%）、障がい児は35人（81.3%）となっています。

計画相談支援等利用人数（平成26年10月1日現在）

	平成24年度	25年度	26年度
計画相談支援	4	56	195
地域相談支援（地域移行支援）	0	1	1
地域相談支援（地域定着支援）	0	0	0
障害児相談支援	1	35	35

障害福祉サービス等受給者証所持者数（平成26年10月1日現在）

	介護給付	訓練等給付	障がい者計	障がい児通所給付	合計
身体障がい者	111	4	115		115
知的障がい者	193	33	226		226
精神障がい者	49	20	69		69
難病患者	1		1		1
計	354	57	411	43	454

⑥地域生活支援事業

- 屋外等で一人で移動することが困難な重度視覚障害等に対して、ガイドヘルパーを派遣する移動支援事業は、介護保険法の移動支援サービスが優先されることもあって、減少傾向にあります。
- 日常生活上の便宜を図るための用具を給付する日常生活用具給付事業は、給付額の8割以上を排泄管理支援用具が占めており、増加傾向にあります。
- 放課後や長期休み中の見守り等を行う日中一時支援事業（放課後支援型）を実施しているのは、市内で1カ所のみで利用者は増加傾向にあります。
- 地域活動支援センター事業の延べ利用者は、過去3カ年1,000人を超えていますが、1日平均利用人数は4人弱となっており、事業内容の見直しが必要です。

移動支援事業

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
対象者(人)	9	7	6	5	5
金額(千円)	608	563	345	173	92

コミュニケーション支援事業

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
件数	245	261	243	194	202

日常生活用具給付事業

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
件数	1,296	1,442	1,535	1,502	1,568
金額(千円)	12,858	14,335	14,600	14,031	15,340

手話奉仕員養成事業

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
講座回数	19	24	19	24	19
修了者(人)	16	11	15	8	13

福祉ホーム事業

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
対象者(人)	1	1	1	1	1
金額(千円)	228	274	274	274	274

訪問入浴サービス事業

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
対象者(人)	0	1	2	2	2
金額(千円)	0	135	636	701	688

日中一時支援事業

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
放課後支援型					
対象者(人)	5	4	5	8	12
金額(千円)	1,004	913	1,547	1,745	2,456
短期入所型					
対象者(人)	20	25	23	21	17
金額(千円)	1,100	782	953	929	1,054

声の広報発行事業

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
対象者(人)	28	28	22	24	24
発行回数	23	23	23	23	23

自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
対象者(人)	1	2	3	2	4
金額(千円)	100	200	300	200	238

地域活動支援センター事業

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
延べ利用者(人)	807	725	1,060	1,039	1,066
1日平均(人)	2.7	2.4	3.3	3.6	3.7

(4) 相談及び保健・医療サービスの状況

①相談サービス

本市ではすべての障がい者の相談に応じる窓口を能代市在宅障害者支援施設「とらいあんぐる」内に設置しています。その他各機関における相談状況は下記の表のとおりです。

能代市障害者相談支援事業利用者数 (平成25年度)

	身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい
障がい者	108	0	72	215
障がい児	1	0	1	0
計	109	0	73	215
	発達障がい	高次脳機能障がい	その他	合計
障がい者	2	11	10	418
障がい児	0	0	0	2
計	2	11	10	420

能代市障害者相談支援事業相談内容 (平成25年度)

区分	福祉サービスの利用等	障がいや病状の理解	健康・医療	不安の解消・情緒安定	保育・教育
件数	107	3	17	66	0
区分	家族関係・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加・余暇活動
件数	20	22	2	6	4
区分	権利擁護	年金	障害者手帳	その他	合計
件数	10	4	1	158	420

児童相談所相談件数 (平成25年度)

種別	肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的	自閉症	計
件数	4	0	98	0	207	1	310

(資料:北児童相談所)

家庭児童相談件数 (平成25年度)

種別	言語発達	重症心身	知的	自閉症	計
件数	15		10	1	26

5歳児親子相談 (平成25年度)

参加児童数	個別相談児童数	主な相談内容
328	13	言葉、気性、トイレ、多動、大泣き

保健所精神保健相談件数

(平成25年度)

項目	区分	相 談		訪問指導	
		実人員	延べ人員	実人員	延べ人員
社会復帰関連	社会復帰相談指導事業関連				
	社会適応訓練事業関連	1	1	1	7
	小規模作業所関連				
	その他				
	小 計	1	1	1	7
老人精神保健関連		13	25	2	2
アルコール関連		11	28	7	10
薬物関連		1	1		
思春期精神保健関連		3	35	2	11
(再掲)ひきこもりに関するもの		1	1		
心の健康づくり関連		49	63	7	7
その他		72	340	19	29
(再掲)治療中断者に関するもの		7	13	6	7
合 計		150	493	38	66

(資料：山本地域振興局)

②保健・医療サービス

障がいの早期発見により、早期に必要な治療、指導訓練等を行い、将来の社会参加を図っていくため、妊婦健康診査、母子保健指導、母子訪問指導及び乳幼児健康診査などを実施しています。また、保健所や医療機関などと連携して継続的にフォローし、保健指導を行っています。また、各種医療給付の状況は下記の表のとおりです。

乳幼児健康診査

(平成25年度)

区分	対象人員	受信人員	受診率	健診結果(実人員)			所見の内訳(延べ)			
				正常	所見あるも正常	所見あり	身体面	精神面	育児環境	その他
乳児(4ヵ月児)	267	262	98.1%	215	26	21	22	1	0	0
1歳6ヵ月児	308	301	97.7%	290	1	10	8	2	0	0
3歳児	365	345	94.5%	309	8	28	28	2	0	0

各種医療給付の状況

(平成25年度)

種別	更生医療	育成医療	特定疾患医療	小児慢性特定疾患医療	養育医療
受給者数	93	13	454	48	12

(5) 障がい者の就業等の状況

能代山本地域の民間企業における障がい者の雇用状況は、平成25年度において43社（従業員50人以上）に102.5人相当の障がい者が就労し、法定雇用率（2.0%）を達成した企業は25社となっています。

また、能代公共職業安定所の職業紹介により就職に至った障がい者は、平成25年度において38人、求職登録者のうち就業中の障がい者は250人となっています。

民間企業における障害者の雇用状況 (各年度6月1日現在)

区分	企業数	算定基礎労働者数	障害者数	実雇用率	未達成企業数	法定雇用率 未達成企業の割合	全国実雇用率
平成23年度	34	3949	97.0	2.46%	14	41.2%	1.65%
24年度	36	4143	100.0	2.41%	16	44.4%	1.69%
25年度	43	4307	102.5	2.38%	18	41.9%	1.76%

(資料：能代公共職業安定所)

新規求職者数と就業者数 (各年度3月31日現在)

区分	新規求職者数			就業者数		
	身体障害	知的・精神障害	計	身体障害	知的・精神障害	計
平成23年度	30	37	67	13	22	35
24年度	33	32	65	21	13	34
25年度	39	30	69	14	24	38

(資料：能代公共職業安定所)

求職登録者数 (各年度3月31日現在)

区分	身体障害者				知的・精神障害者			
	有効中	就業中	保留	計	有効中	就業中	保留	計
平成23年度	68	123	0	191	80	108	1	189
24年度	55	125	20	200	66	112	21	199
25年度	56	133	37	226	62	117	34	213

(資料：能代公共職業安定所)

求職登録者内訳 (平成26年3月31日現在)

区分	身体障害者							知的・精神障害者		
	視覚	聴覚・言語	上肢	下肢	体幹	その他	計	知的	精神	計
有効中	2	8	7	23	3	13	56	34	28	62
就業中	9	20	31	34	2	37	133	97	20	117
保留中	2	2	7	16	1	9	37	18	16	34
計	13	30	45	73	6	59	226	149	64	213

(資料：能代公共職業安定所)

能代市職員の障がい者の雇用状況及び能代養護学校高等部の進路状況は下記の表のとおりです。平成25年度に卒業した生徒14人中6人が一般就労しています。

能代市における障がい者の雇用状況

区分	機関名	対象職員数	障がい者数	雇用率	法定雇用率
平成24年度	市役所	554	12	2.17%	2.10%
	教育委員会	140	5	3.57%	2.00%
25年度	市役所	543	12.5	2.30%	2.30%
	教育委員会	96	4	4.17%	2.20%
26年度	市役所	551	14	2.54%	2.30%
	教育委員会	93	3	3.23%	2.20%

能代養護学校高等部進路先内訳

区分	高等部生徒数	卒業生徒数	進学者数	就職		施設等利用				在宅・その他
				援護制度利用	条件等付採用	生活介護	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援B型	
平成23年度	48	22	0	3	1	3	3	2	7	3
24年度	38	11	1	2	1	3	0	2	2	0
25年度	38	14	0	4	2	7	0	0	1	0

(資料：能代養護学校)

2 第1次障害者計画の実施状況等

(1) 第1次障害者計画の実施概要

第1次能代市障害者計画に掲載した施策について、平成25年度の取り組み状況を調査したところ、すべての施策を実施していました。基本的施策ごとの主な実施概要は次のとおりです。

〔基本的施策ごとの主な実施概要（平成25年度）〕

1 相互理解の促進・ふれあい、交流の促進・市民参加活動の促進

(1) 理解・啓発活動の推進

障害者週間の周辺時期に「能代市障がい者ふれあい作品展」の開催、大型小売店前での啓発街頭キャンペーンを実施した。

(2) 福祉に関する教育の推進

「高校生ボランティア育成講座」を開催し、延べ126人が参加した。

(3) ボランティア活動等の促進及び障害者団体の育成・連携

「手話奉仕員養成講座」を開催し、修了者にボランティアサークルへの勧誘を行った。また、能代市障害者団体連絡協議会が主催する「スポーツ・レクリエーション大会」等を支援するとともに、各障害者団体の連携強化を図った。

2 地域生活の支援体制の整備

(1) 障害の早期発見・早期療養

障がいの早期発見・早期治療のため、妊婦健康診査・母子保健指導・訪問指導、乳幼児の発達段階に応じた健康診査などを実施するほか、早期療養のための特別支援教育アドバイザーによる相談活動を行った。

なお、心身障害乳幼児療育ネットワークシステムの活用促進については、実施主体の県がシステム再構築したことにより廃止されたため行われていないが、関係機関による連携は行われている。

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

保健所において精神障がい者の社会復帰のための精神保健相談や精神科医師による精神保健福祉相談を実施した。

(3) 在宅福祉サービスの充実

地域活動支援センター事業において創作的活動等のメニューの充実を図りながら実施しているが、1日平均の利用者は3.7人となっている。

(4) 地域生活移行の支援と居住支援の充実

地域生活へ移行した場合、相談支援事業所や関係機関と連携を図っている。

(5) 各種制度の利用促進

社会福祉協議会において地域権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を行い、障がい者から40件の相談があった。

3 教育環境、療育体制の整備

(1) 教育環境の充実

特別支援教育支援員研修会等を活用し、学習障がい（LD）や注意欠陥・多動性障がい（ADHD）等の児童生徒について研修をし、指導に生かした。

(2) 療育体制の充実

年2回の巡回教育相談と平成25年度から5歳児親子相談も行って、早期療育のための相談体制整備と情報提供を行った。

4 自立と社会参加の促進

(1) 雇用・就労の促進

公共職業安定所では、各事業所に対して求人開拓を行うとともに、障がい者雇用率未達成事業所に対しは、個別訪問により指導をした。

(2) スポーツ・レクリエーション、文化活動の促進

福祉基金事業から「のしろであいのコンサート」「ひまわり号」等への助成を行った。

(5) 安心、安全、快適なまちづくり

(1) ひとにやさしいまちづくりの推進

平成25年12月から、重度障がい者のみで構成される世帯に対して除雪援助利用券の交付を始めた。

(2) 移動条件の整備

身体障がい者が運転する自動車のブレーキ等を手動にするなどの改造のため、4件の助成を行った。

(3) 住宅の整備促進

建替により平成25年度においてバリアフリー化された公営住宅（戸数）の割合が22.1%になった。

(4) 防犯・防災対策の充実

災害時要援護者避難支援プラン全体計画に基づき、避難支援プラン個別計画の策定作業を進めた。

(6) 相談体制と情報提供の充実

(1) 相談体制の充実

休日等の相談業務については、障害者相談支援事業所（とらいあんぐる内）で対応し、相談内容について福祉課と情報共有を行った。

(2) 情報提供体制の充実

広報のしろ音訊の会の協力により、市広報の声の広報を発行した。

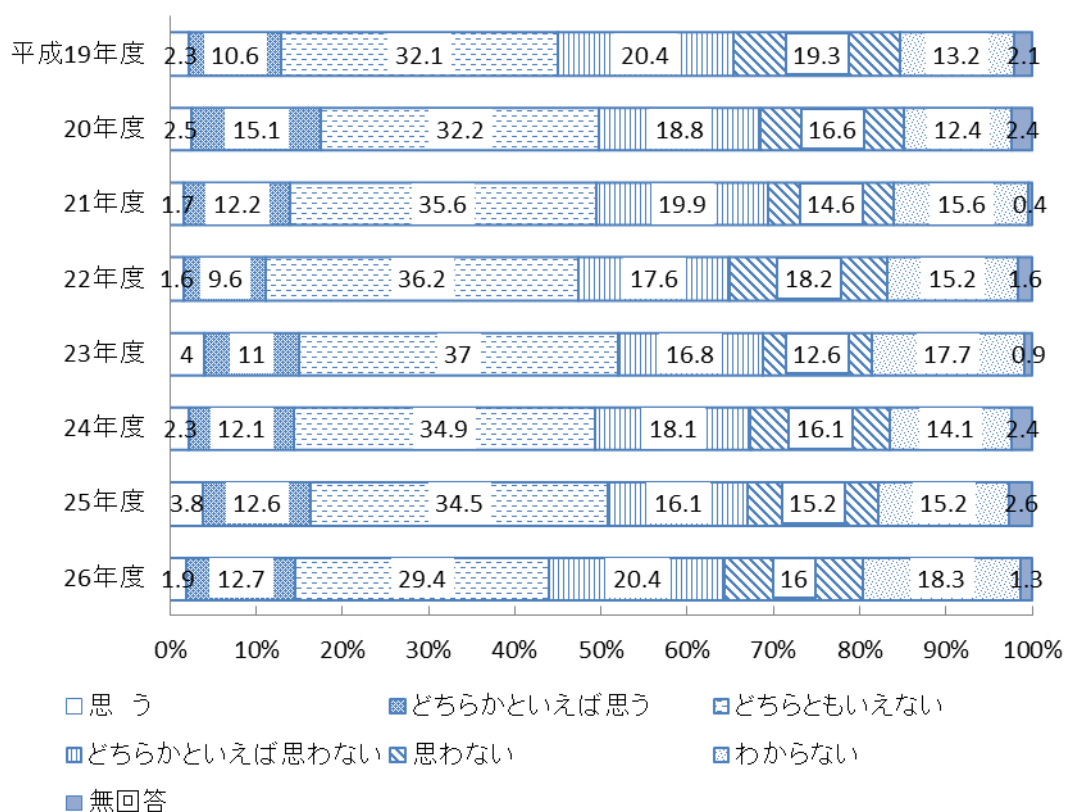
(2) 市民意識調査における評価

市では毎年市内に居住する満18歳以上の男女2,000人に対して市民意識調査を行っており、その中で「障がいを持つ人も社会参加できる環境が整っていると思う」かどうかの質問を設けております。

第1次計画期間中、その質問に対して「思う」「どちらかといえば思う」の“肯定的意見”は11.2%~17.6%、「どちらかといえば思わない」「思わない」の“否定的意見”は29.4%~39.7%、「どちらともいえない」は29.4%~37%となっています。

障がい者が社会参加できる環境を整えるには、行政など公的機関やサービス事業所だけでなく、地域社会とのかかわりも大きい要素です。障がい者も地域の中で共に生きる個人として認め、相互に人格と個性を尊重し合う意識を市民全体で醸成していくことが求められます。

「障がいを持つ人も社会参加できる環境が整っていると思うか。」



(3) 第2次計画への反映

第1次計画の実施結果等を踏まえ、本計画の策定に当たって以下の点に留意します。

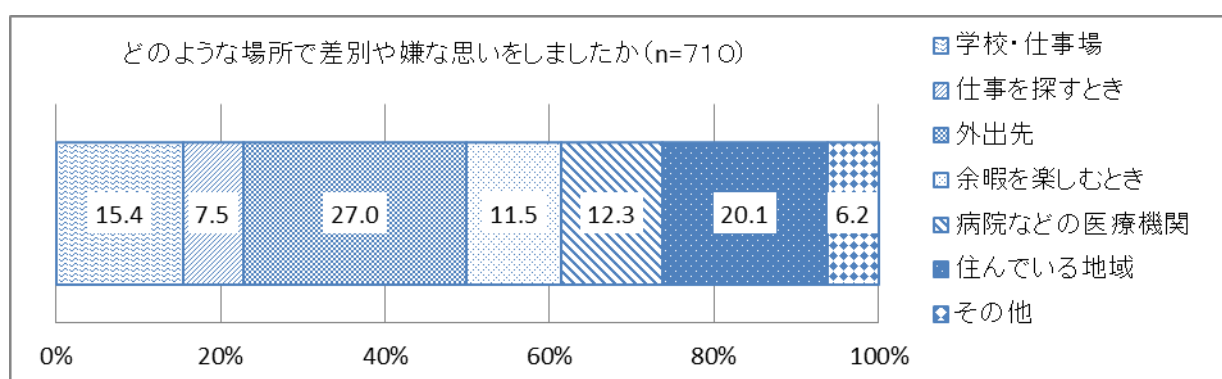
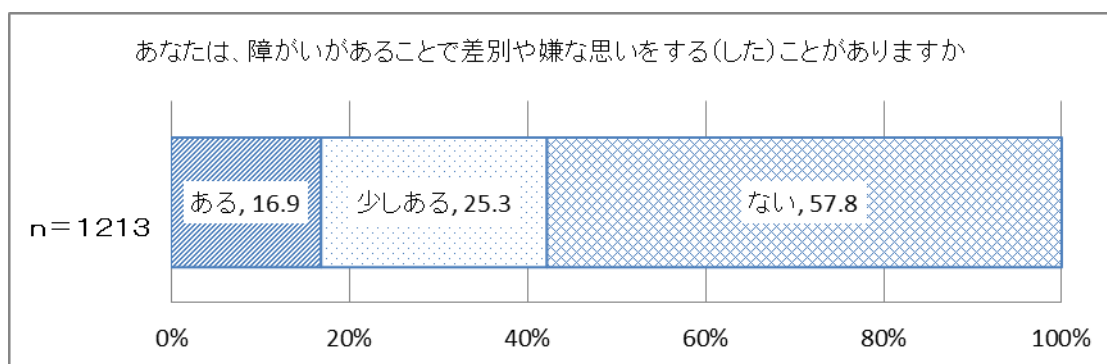
- ① 計画の実効性を確保するため、重点的に取り組む事項を設定するとともに、その事項についての目標値を設定し、評価の際の参考とします。
- ② 施策において、現段階で明確に方向性の示せないものや、能代市だけで進めていけないもの等については「検討」という表現を使用しましたが、一定の期間内で結論を出すようできる限り期限を定めます。
- ③ 高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加、生産年齢人口の減少等による自主財源の減収が見込まれることから、限られた財源を効果的に福祉サービスの向上につなげられるよう、実施する市単独の施策・事業について手法等を含めて精査します。

3 障がい者福祉の重点課題

障がい者を取り巻く状況、第1次障害者計画の実施結果及びアンケート調査結果等から現状を把握し、障がい者福祉における重点課題を以下のように整理します。

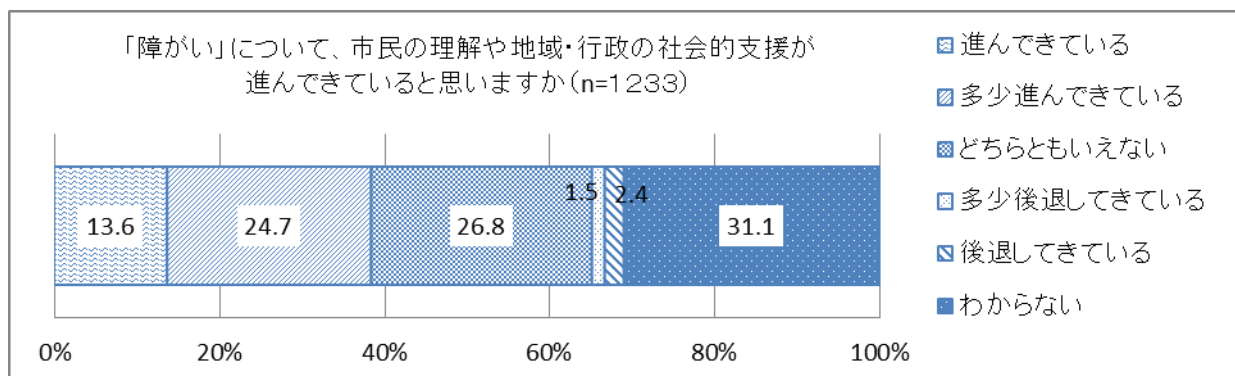
課題1 障がい者理解の促進

障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)経験が「ある」「少しある」を合わせると42.2%で、経験した場所は、特定の場所よりも「外出先」や「住んでいる地域」が多くなっています。

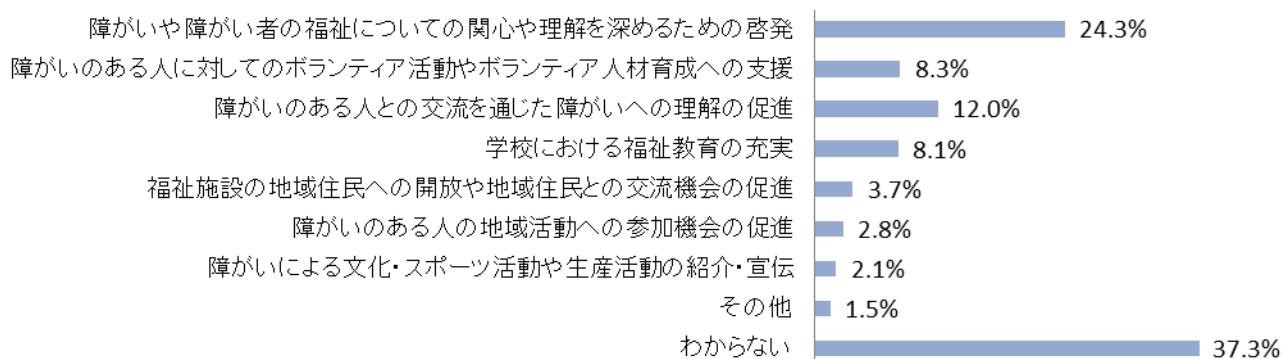


また、『「障がい」について、市民の理解や地域・行政の社会的支援が進んできていると思いますか』に対する回答は、「進んできている」「多少進んできている」の肯定的意見が38.3%、「多少後退してきている」「後退してきている」の否定的意見が3.9%、「どちらともいえない」が26.8%となっています。

「障がい」について市民の理解を深める方法としては、「啓発活動」「障がいのある人との交流」「ボランティア活動やボランティア人材育成への支援」「学校における福祉教育の充実」が多い結果となっています。



「障がい」について市民の理解を深めるために、何が必要と思いますか (n=1200)



〔まとめ〕

改正された障害者基本法において、障がい者を心身の機能的な障がいだけでなく「社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義し、社会的障壁とは「日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」としました。そして、障がいを理由として差別することを禁止しました。

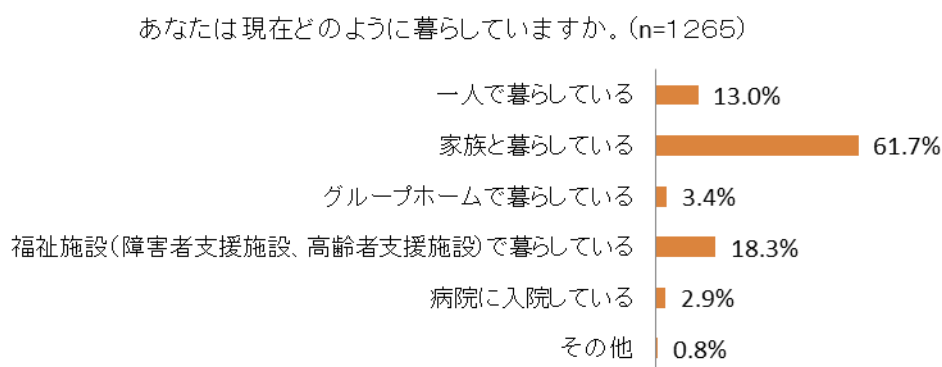
しかし、障がいのある人にとって生活の様々な場面で差別や嫌な思いを感じるようになってはなりません。障がいや障がい者への理解を一層深め、差別や偏見を解消していくための啓発活動や障がいのある人との交流を図っていくことが求められています。

課題2 地域で安心して生活できる環境の整備

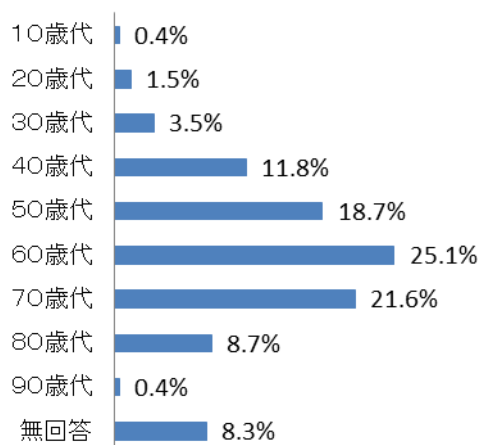
(1) 住居の確保

現在の住まいの状況は、61.7%が「家族と暮らしている」と一番多く、「福祉施設で暮らしている」と「病院に入院している」を合わせると21.2%、「一人で暮らしている」は13.0%でした。

家族から介助を受けている方の主な介助者の年齢は、「60歳代」が25.1%、「70歳代」が21.6%、「50歳代」が18.7%となっており、60歳代以上の割合は55.8%と半数以上が高齢者から介助を受けている状況です。



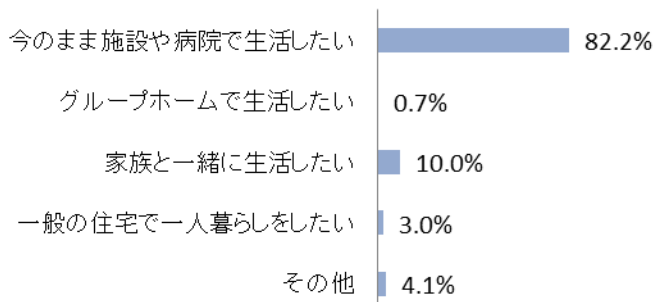
あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢は。(n=482)



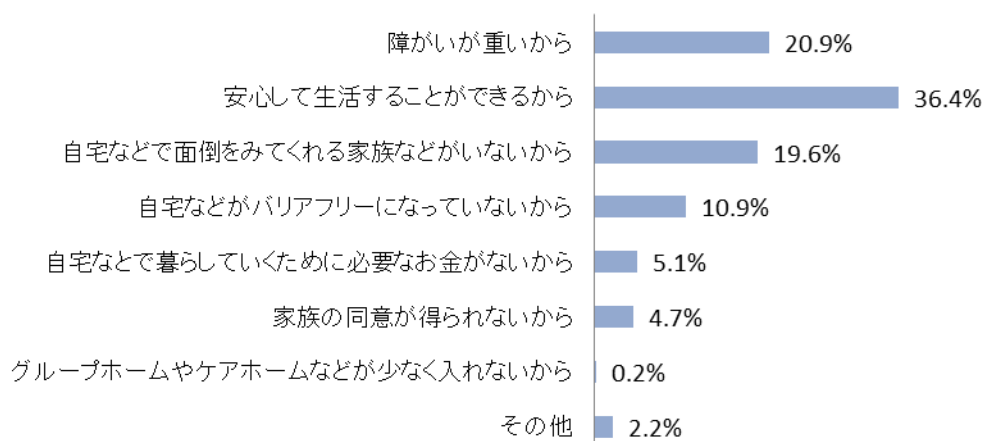
現在「福祉施設で暮らしている」「病院に入院している」を選んだ方に、近い将来の希望する生活の場について質問したところ、88.2%と圧倒的に「今のまま施設や病院で生活したい」という回答でした。また、その理由は「安心して生活することができるから」「障がい重いから」「自宅などで面倒をみてくれる家族などいないから」が多かったです。

また、近い将来、施設や病院以外の生活の場を希望された方に、地域生活で希望する支援について質問したところ、「必要な在宅サービスが適切に受けられること」「障がい者に適した住居の確保」「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が比較的多い回答でした。

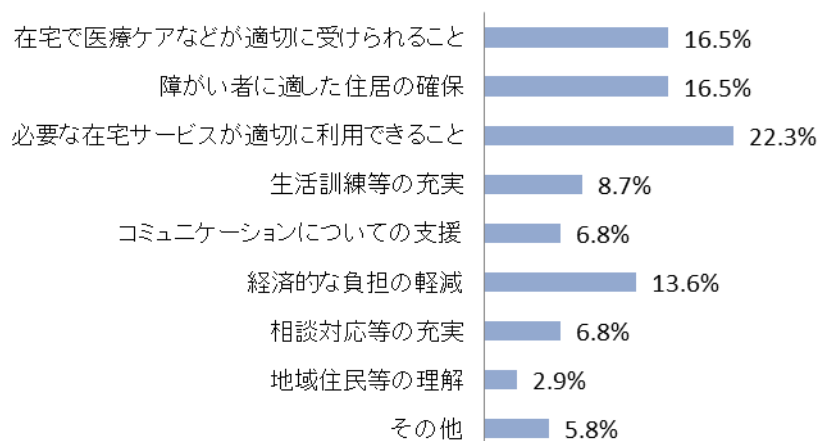
あなたは近い将来、どのように生活したいと思いますか。(n=270)



なぜ施設や病院で生活したいと思いますか。(n=450:複数選択)



地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(n=103:複数選択)



〔まとめ〕

家族と同居している障がい者は6割以上いますが、少子高齢化、核家族化の中で介助する方も高齢化し、もしくは一人暮らしの障がい者など、家族の支えがない人が増え、社会的なサービスに対する需要が一層強まることが予想されます。

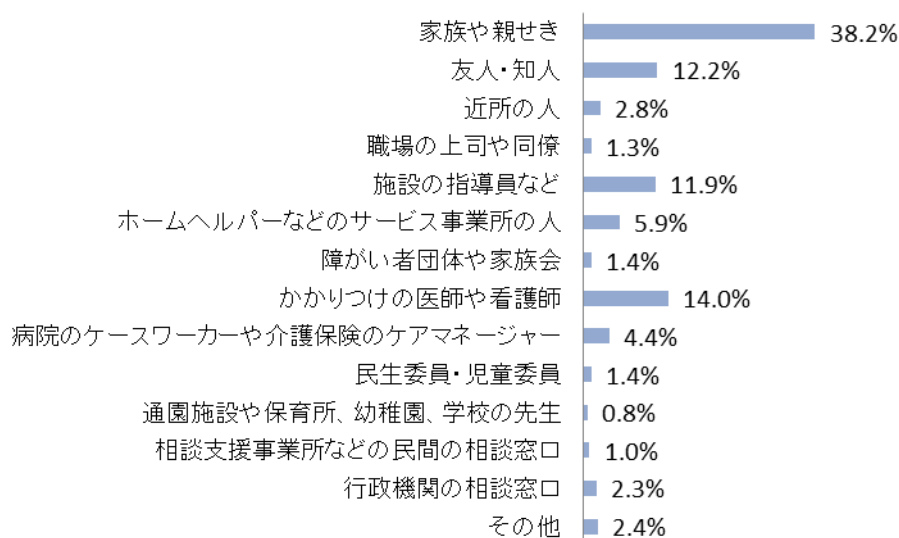
また、入所施設や病院にいる方の多くが、近い将来も「今のまま施設や病院で生活したい」と回答しており、まだまだ「施設」にしか「安心」を求められないという地域の在宅サービスや福祉施策に対する見方を反映したものと考えられます。

しかし、住み慣れた環境で適切なサービスを受けられることが最も「安心」につながることでありますので、地域において住居や医療などのサービスの質と量を一層充実させていく必要があります。

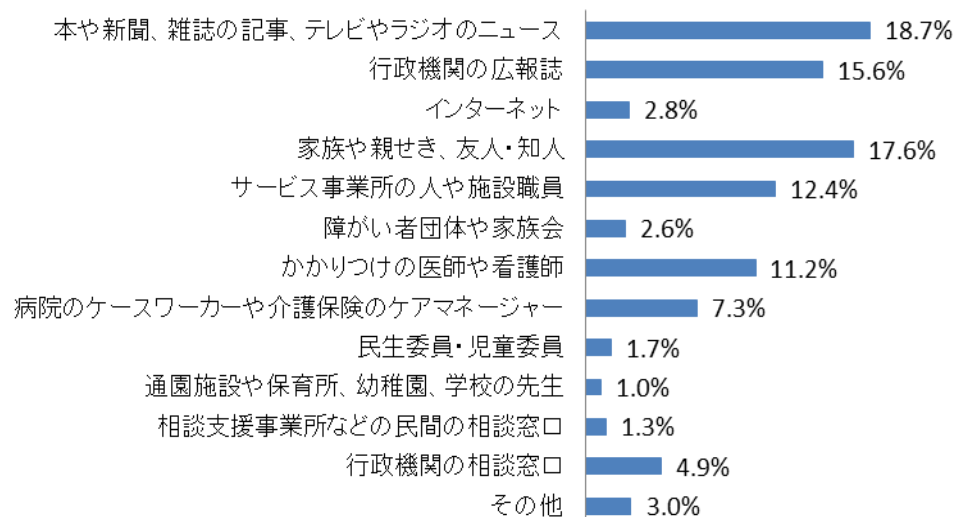
(2) 相談支援体制の充実

相談先は、家族など身近な関係者にする人の割合が高いですが、情報入手先は多様化し、マスメディアや専門の機関の割合が高くなっています。

あなたは普段、悩みや困ったことなどを、どなたに相談しますか。
(n=2292:複数選択)



あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか。
(n=2025:複数選択)



〔まとめ〕

障がいがある人が地域で安心して生活するためには、本人や家族の意思を尊重し、適切な福祉サービス等の支援につなげる役割を果たす相談支援が重要となります。

このため、地域において身近に相談できる人の確保や専門の相談機関の充実を図るとともに、複合的な問題を抱えた相談者に的確に対応できるよう関係機関による総合的な相談体制を構築していく必要があります。

また、全ての障がい者が必要とする障害福祉サービスを適切かつ計画的に利用することができるように、サービス等利用計画の作成を担う指定特定相談事業所の拡大及び相談支援専門員の養成を促進することが喫緊の課題となっています。

課題3 日中活動の場の拡充

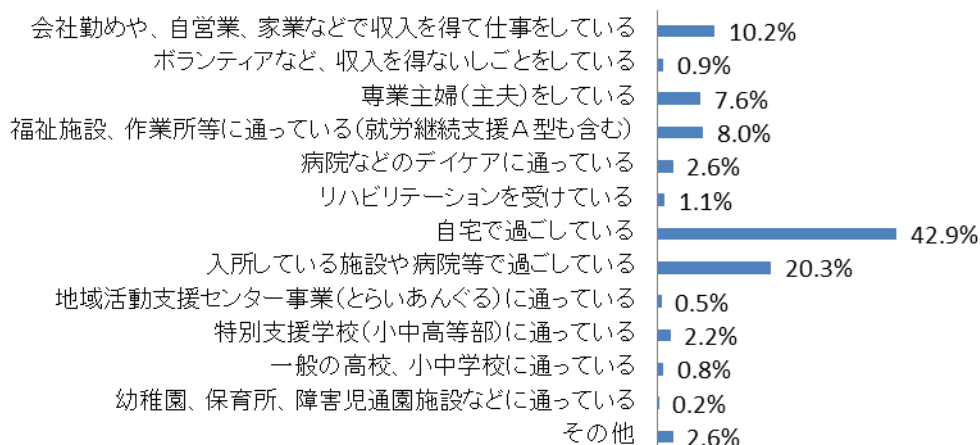
平日の日中を主に「自宅で過ごしている」と回答した人が555人（42.9%）いました。

利用者が増加している生活介護サービスは、常に介護を要する人に、主に日中、施設で身の回りの介護のほか、創作的活動や生産活動の機会の提供を行うサービスですが、サービス提供事業所からのアンケートにおいて『「希望の時間帯や曜日に利用が集中し、依頼時に定員に達していた」「施設の利用定員に達していた」ため提供できなかったことがある』との回答がありました。

また、18歳未満の障がい児が利用する放課後等デイサービス、児童発達支援、及び日中一時支援（放課後支援型）の利用者も増加傾向にあり、市内の対象事業所も常時定員に余裕があるとは言えない状況です。

能代市在宅障害者支援施設内の地域活動支援センターでは、創作的活動、生産活動の機会の提供等の事業を行っていますが、利用率は低いです。

あなたは平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(n=1295)



〔まとめ〕

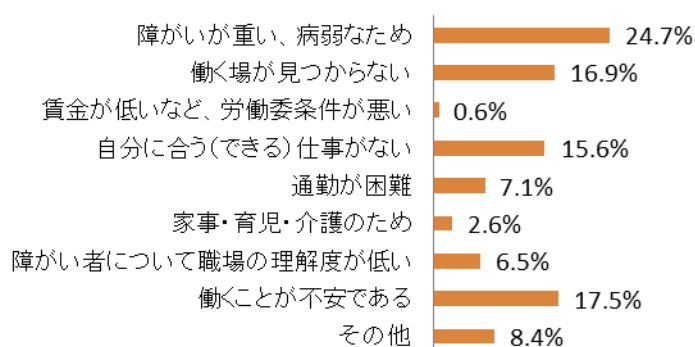
障がい者の個々の状況に応じた日中活動の場が必要です。障がい児については、核家族化の中で放課後や夏休み等におけるサービスを拡充し、家族の負担軽減と児童の健やかな成長を図っていくことが重要となっています。

また、地域活動支援センターは能代市在宅障害者支援施設「とらいあぐる」内にあり、施設には障がい者のための相談支援事業所のほか談話や入浴、研修、活動等の交流の場も設けております。障がい者のニーズを考慮して事業の見直し等を行い、サービスの向上を図っていくことが求められます。

課題4 就労の促進

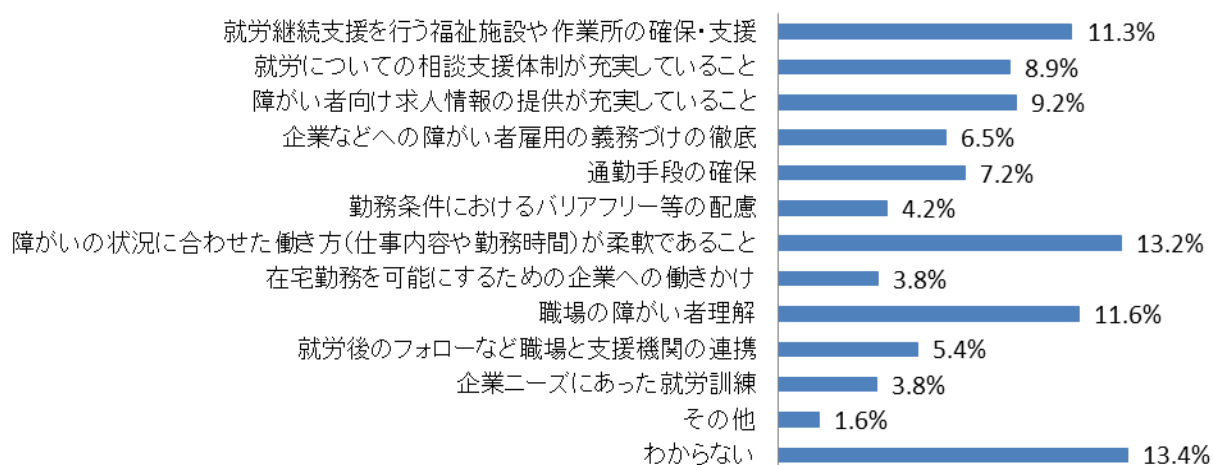
アンケート調査で、仕事をしていない人1,032人のうち、していない理由が「働きたいが働けない」と回答した人が100人いました。さらにその理由については「障害が重い、病弱なため」が一番多かったですが、「働くことが不安である」「働く場が見つからない」「自分に合う(できる)仕事がない」など条件を整えば就労に向かう可能性がある回答も多くありました。

「働きたいが働けない」理由は何ですか。(n=154:複数選択)



必要とする就労支援については、「障がいの状況に合わせて働き方(仕事内容や勤務時間)が柔軟であること」「職場の障がい者理解」「就労継続支援を行う福祉施設や作業所の確保・支援」が多かったです。

あなたは障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(n=2630:複数選択)



〔まとめ〕

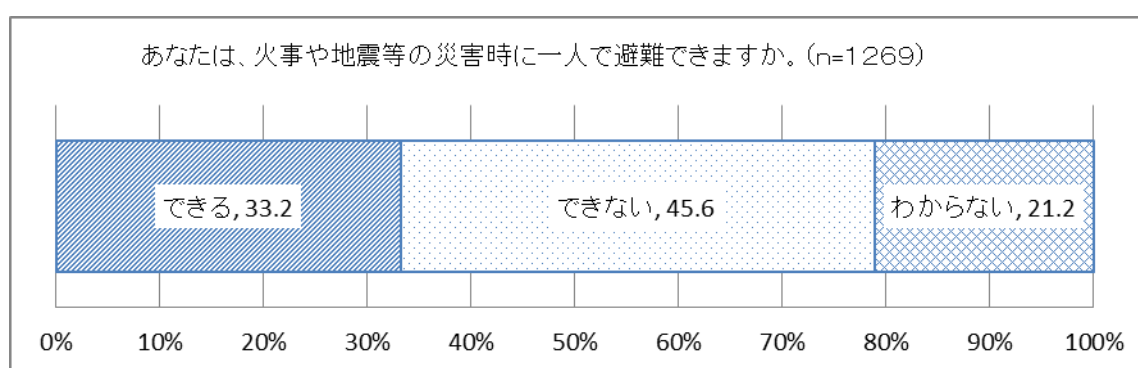
能代公共職業安定所の求職登録状況やアンケート調査の結果から就労に対する意欲のある方が多いことがわかりました。また、就労継続支援事業や就労移行支援事業の利用者も年々増えており、障がい者の状況に合わせた柔軟な働き方ができるよう企業へ働きかけるとともに、就労面と生活面の一体的な支援サービスの提供など、安心して働き続けるための総合的な支援が必要です。

また、市内の就労継続支援事業所は4箇所（定員80人）、就労移行支援事業所は1箇所（定員6人）で、福祉的就労も含めた受け入れ体制の拡充を促進することが求められます。

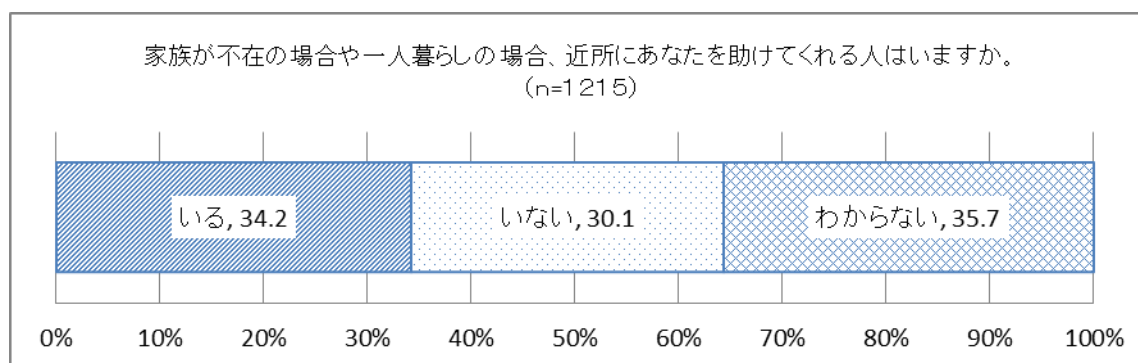
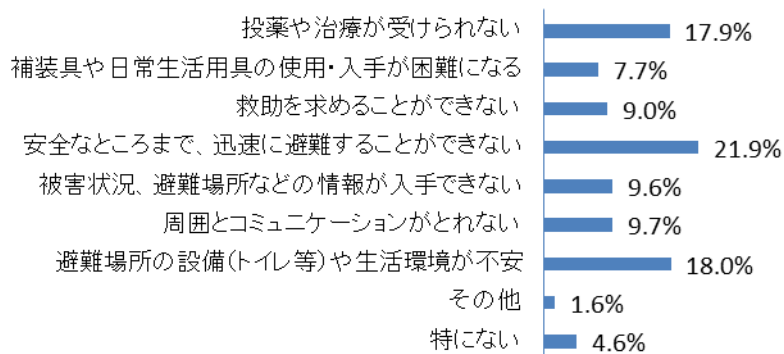
課題5 災害時の体制整備

災害時に一人で避難「できない」と回答した人が579人（45.6%）と最も多い結果となっています。また、災害時に困ることは「安全なところまで、迅速に避難することができない」が最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」「投薬や治療が受けられない」が続いています。

近所にあなたを助けてくれる人が「いない」と回答した人が366人（30.1%）、「わからない」が433人（35.7%）となっています。



火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(n=2934: 複数選択)



〔まとめ〕

災害が発生した場合の障がい者等配慮を要する人や一人で避難することが困難な人への対応が急務となっています。それらの方々の平常時における実態把握に努めるとともに、地域における避難支援体制を整備しておく必要があります。

また、一般の指定避難所で生活することが困難な障がい者のため、福祉避難所の整備も検討が必要です。

そのほか、災害時の使用に限りませんが、聴覚障がい者の方などが周囲の方に手助けをお願いしたい時に提示するカード等の作成についても、検討を進めることが求められています。

第3章 計画の大綱

1 施策の基本的方向

この計画の基本理念である「障がいのある人が、地域で人とつながりながら、生き生きと暮らせる環境づくり」、基本目標である「ともに生きるよろこびのあるまち能代」の実現を目指して、「施策の基本的方向」を次に掲げる4項目に整理し、これらの項目ごとに基本的施策の方向付けを行います。

(1) 相互理解の促進

障がい及び障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため、また、交流の促進を図るため、啓発活動等の施策を推進するとともに、児童・生徒への福祉教育の推進、ボランティア活動推進のための条件整備、支援をします。

(2) 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が地域で安定した生活を営むことができるように、各種の在宅福祉サービスの充実や利用促進をはじめとし、保健・医療の充実、療育体制の整備、相談体制の拡充に努めるほか、障がいがある人の権利擁護等の利用を促進します。

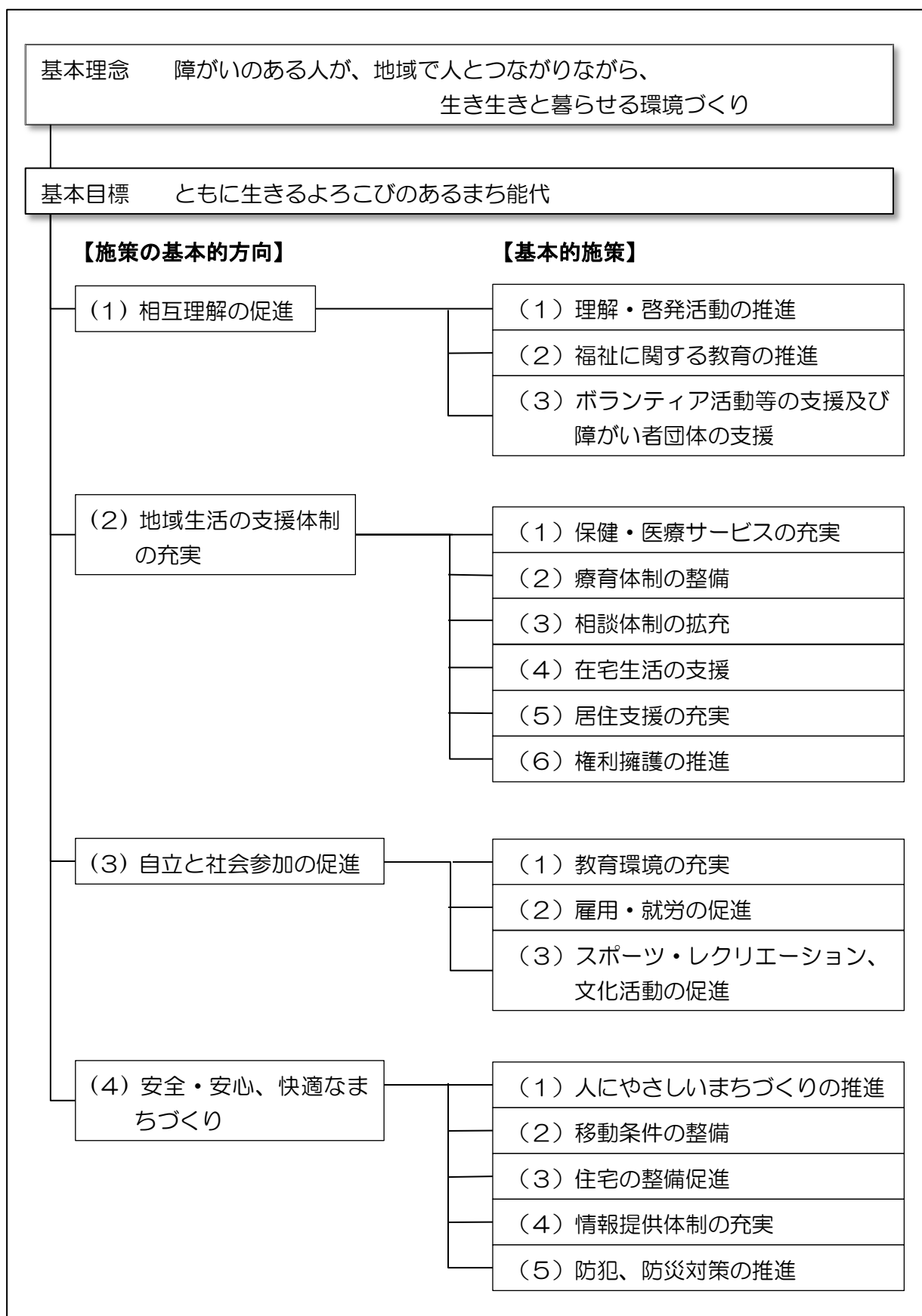
(3) 自立と社会参加の促進

障がいのある子どもが健やかに成長するよう教育環境の整備に努めます。また、障がいがある人の社会的自立を促進するため福祉的就労の支援や一般就労に向けた取り組みを推進します。そのほか、障がいがある人の健康維持や潤いある生活に資するため、スポーツ、レクリエーション、文化活動を促進します。

(4) 安全・安心、快適なまちづくり

障がいのある人が地域の中で安心して安全に暮らせるよう建築物や道路、公共施設等のバリアフリー化を進めるほか、移動の際の不自由さの解消や情報提供体制の充実を図ります。また、災害等の非常時、緊急時に障がいのある人の安全が確保されるよう、その対応に取り組みます。

2 施策の体系



3 重点的に取り組む事項

計画の実効性を確保するため第2章で示した重点課題（1～5）に基づき、本計画で重点的に取り組む事項を次のとおりとします。

また、第4章においてこの重点事項に対応するための重点施策を示すとともに、重点施策等の推進による成果を評価する一つの目安としての目標指標（目標値）を掲げることとします。

重点事項1 障がい者理解の促進

重点事項2 相談支援体制の充実

重点事項3 日中活動の場の拡充

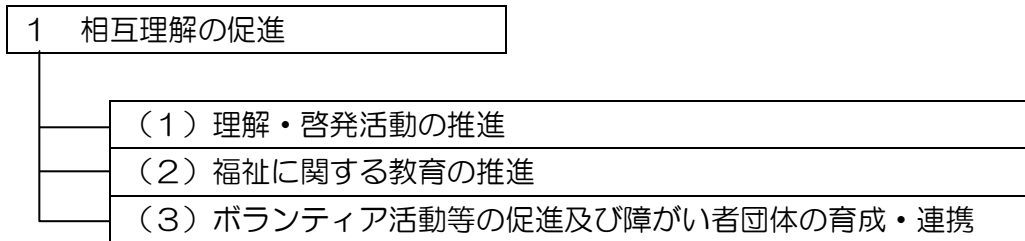
重点事項4 住居の確保

重点事項5 就労支援体制の充実

重点事項6 災害時の体制整備

第4章 施策の展開

1 相互理解の促進



基本的施策（1）理解・啓発活動の推進

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し社会参加を促進するため、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるとともに、障がいのあるなしにかかわらず交流が図られるよう取組を進めます。

重点事項	重点施策
重点事項1 障がい者理解の促進	○障害者週間などの啓発活動 ○障がいのある人の地域行事等への参加促進

【指標と目標値】

指 標	現状（平成26年度）	目標（平成35年度）
障がいを持つ人も社会参加できる環境が整っていると思う市民の割合	14.6%	30.0%

施策名	施策の内容	担当課
障害者週間などの啓発活動	障害者週間などを契機に、障がいと障がいのある人に対する正しい理解を深めるため、啓発活動を展開します。	福祉課
とらいあんぐる祭の開催	能代市在宅障害者支援施設「とらいあんぐる」において、障がい者団体等の協力を得ながら、障がい者と地域住民が交流し、障がいに関する関心や理解を深めるイベントを実施します。	福祉課

施策名	施策の内容	担当課
障がいのある人の地域行事等への参加促進	障がいのある人に対する「心の壁」を取り除くことができるよう、市民、ボランティア、団体等の協力を得ながら、障がいのある人の地域事業等への積極的な参加を促進します。また、障がい者団体等が自主的に開催する行事、研修会、講演会等についても、地域住民やボランティア団体の参加を促進し、障がいのある人に対する認識を深めます。	福祉課
能代市障がい者計画の広報活動	障がいのある人への理解促進や障がい福祉向上のため、能代市障がい者計画を各種広報媒体により情報提供します。	福祉課
事務・事業における合理的配慮	市の事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をします。	全所属

基本的施策（2）福祉に関する教育の推進

子どもから大人まで、生涯にわたり、学校、社会などそれぞれの段階で障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるための教育を推進します。

施策名	施策の内容	担当課
学校における福祉教育	小・中学校の道徳の時間において、「思いやり」や「親切」に関する読み物資料等を活用し指導します。また、総合的な学習の時間等において、能代養護学校との交流学习やボランティア活動等をとおり福祉の心を育てていきます。	学校教育課
社会教育における福祉教育	市民の障がい者福祉への理解と認識を深めるため、生涯学習の一環としてボランティア活動の推進を図るほか、公民館等の講座に、障がいのある人に対する理解を深めるための内容を盛り込むなどの取組を進めます。	生涯学習・スポーツ振興課
集団保育による障がい者理解の促進	保育所、認定こども園、幼稚園等において、障がいのある児童もない児童も一緒に過ごす集団保育の充実に努めます。	子育て支援課

基本的施策（3）ボランティア活動等の促進及び

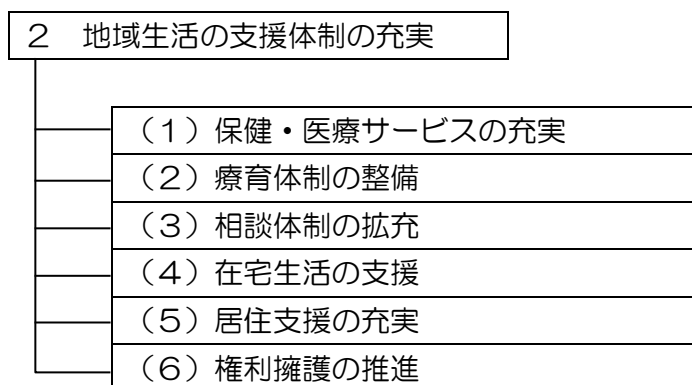
障がい者団体の育成・連携

障がいと障がいのある人について、ともに正しい理解を深めるため、また、障がいのある人の社会参加を促進するための支援としてボランティア等の存在は大きいものがあります。このことから、市民のボランティア活動を充実させるため、ボランティアの自主性や自立性を尊重しつつ、ボランティア等の育成支援を図るとともに、ボランティア活動に参加しやすい環境整備に努めます。

また、障がい者団体や障がい者等の地域における自発的な活動に対して支援します。

施策名	施策の内容	担当課
ボランティアセンター運営の支援	本市におけるボランティア活動の中心的存在であるボランティアセンター（能代市社会福祉協議会）の運営の支援をします。	市民活力推進課 福祉課
ボランティアの育成	朗読及び手話等のボランティア活動に対する市民の理解と関心を深めるとともに、技術習得のための研修会やボランティア養成事業を行い、ボランティアの育成を図ります。また、小・中学校、高等学校の児童生徒に対し、体験学習等を通じたボランティア意識の醸成を促進します。	福祉課 市民活力推進課 生涯学習・スポーツ振興課
ボランティア団体の活動支援	ボランティア団体を実施している、ひまわり号、のしろであいのコンサート等の事業を継続して支援し、ボランティア活動の継続・拡大を図ります。また、ボランティア団体で組織しているボランティア連絡協議会の活動に対する支援を行います。	福祉課 長寿いきがい課 生涯学習・スポーツ振興課 市民活力推進課
障がい者団体の育成と連携強化	障がい者団体は障がい別に組織され、自主的に活動していますが、これらの各障がい者団体の育成と活動の活性化を促進するとともに、能代市障害者団体連絡協議会を通して各団体の連携強化を図ります。	福祉課
障がい者等の自発的活動に対する支援	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組に対して支援します。	福祉課

2 地域生活の支援体制の充実



基本的施策（1）保健・医療サービスの充実

生活習慣病の予防と早期発見等のため、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業の充実に努めるとともに、医療給付制度の適切な運用や社会復帰・社会適応のための訓練等の充実に努めます。

施策名	施策の内容	担当課
疾病予防対策の推進	健康教室や健康相談等により健康や疾病に対する知識の普及を図るとともに、指導が必要な人には訪問指導にあたるなど、疾病予防に努めます。また、健康推進員等の協力を得て、健診受診率の向上を図ります。	健康づくり課
健康診査の推進（保健センター等の健診無料化の継続）	障がいのある人等が定期的に健康診査を受け、疾病の早期発見、早期治療につながるよう、障がい者及び70歳以上の高齢者が保健センター等で健康診査を受ける場合の健診料金無料化の継続に努めます。	健康づくり課
医療給付制度の適切な運用	自立支援医療、福祉医療及び未熟児養育医療の適正な運用を図るとともに、指定難病や小児慢性特定疾病に関する医療費助成制度についての情報提供を行うなど、医療を必要とする障がいのある人が安心して適切に医療を受けられるよう努めます。	福祉課 市民保険課 健康づくり課
肢体不自由児の発達支援	理学療法等の機能訓練または治療を要する肢体不自由児に対して、基本的な動作の指導等を行う医療型児童発達支援のサービス利用を支援します。	福祉課

基本的施策（2）療育体制の整備

母子保健事業の健康診査等を通じて障がいの早期発見に努めるとともに、早期の療育相談や療育指導を充実し、適切な治療や指導、訓練により障がいの軽減を図ります。

また、就学前の幼児については、障がいを早期に発見し障がいのある児童に適した生活指導等を行うとともに、保護者等の不安を少しでも取り除くため、相談・支援体制の整備に努めます。

施策名	施策の内容	担当課
障がいの早期発見と早期療育	保健所及び医療機関等と連携しつつ、健康診査や保育所等での保育等を通じて障がいの早期発見に努めるとともに、保健指導、訪問指導等の充実により、早期療育を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査（一般健康診査、妊婦感染症検査等） ・母子保健指導（妊婦保健指導、母子健康相談等） ・母子訪問指導（妊産婦、新生児、乳児等） ・乳幼児健康診査（4ヵ月、10ヵ月、1歳6ヵ月、3歳） 	健康づくり課 子育て支援課
周産期医療体制の充実	出生時の母子の救命及び障がいの予防を図るため、医療機関の協力を得ながら周産期医療体制の充実に努めます。	健康づくり課
障がい予防の知識の普及	安全な出産や健全な育児のために、母子手帳交付時の保健指導や母親学級等で障がいの予防についての知識の普及に努めます。	健康づくり課
障がい児保育の充実・推進	障がいのある子どもが地域とともに育つ環境づくりを進めるため、地域の保育所、認定こども園、幼稚園、留守家庭児童会等における受入推進と体制整備を図ります。	子育て支援課
未就学児の発達支援	ことばの遅れや身体に障がいのある就学前の子どもを対象として、早期から療育指導を行うことにより子どもの基本的な生活能力の向上を図る児童発達支援のサービス利用を支援します。	福祉課
障がい児早期療育のための相談体制整備と情報提供	障がい児の早期療育のため保健・福祉・教育・医療の各分野の関係機関が連携を密にし、5歳児親子相談を実施するほか、特別支援教育アドバイザーの配置等により適切な相談体制を整え保護者等が必要とする情報を的確に提供します。	福祉課 子育て支援課 健康づくり課 学校教育課

基本的施策（3）相談体制の拡充

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らすためには、障がい者一人ひとりに適した福祉サービス等を必要な時に提供することが求められます。そのためには、求めるサービスや必要なサービスの提供を受けるための相談先を確保し、その相談先に迅速につなぐ相談体制の整備が必要となります。

重点事項	重点施策
重点事項2 相談支援体制の拡充	○計画相談支援体制等の拡充

【指標と目標値】

指標	現状（平成25年度）	目標（平成34年度）
指定特定相談支援事業所数	3事業所	10事業所
指定障害児相談支援事業所数	1事業所	2事業所
相談支援専門員従事者数	5人	20人

施策名	施策の内容	担当課
関係機関等との連携による相談業務の充実	障がい者や介護者の在宅介護等に関する総合的な相談を身近で受けられるよう、担当課による対応のほか、能代市障害者相談支援事業所（在宅障害者支援施設内）や関係機関との連携を図り、相談業務の充実に努めます。	福祉課 長寿いきがい課
計画相談支援体制等の拡充	障害福祉サービスを利用する障がい者(障がい児)に対して、個別のサービス等利用計画を作成し、サービス利用支援又は継続サービス利用支援を促進します。その一環として、サービス等利用計画を作成することができる事業所及び相談支援専門員を増やすため、各事業所に指定申請や資格取得の働きかけをします。	福祉課
民生委員等との連携による相談体制の充実	障がいのある人や家族が、それぞれの地域で身近に相談できるよう、地域の民生委員・児童委員や身体障害者相談員、知的障害者相談員に対して、研修や必要な情報の提供を行うとともに、連携を図ります。	福祉課
総合的な相談体制の構築	障がい者が抱える課題を解決に導くには、一機関だけでは限界があり、各分野の支援を一体的・継続的に行うことが必要です。そのため各機関の情報の共有化と個別ケースについては役割分担を確認し協働します。また、中核的な相談支援センターの設置に向けて相談支援事業所に働きかけ、ネットワーク化を図ります。	福祉課

基本的施策（４）在宅生活の支援

障がいのある人が、住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を営めるよう、障害者総合支援法等により、本人の必要性に応じた質の高い在宅福祉サービスの提供体制の整備と有効な活用に努め、自立した生活を支援します。

重点事項	重点施策
重点事項３ 日中活動の場の拡充	○生活介護・自立訓練施設の整備促進 ○短期入所施設の整備促進 ○地域活動支援センターの充実

【指標と目標値】

指標	現状（平成25年度）	目標（平成34年度）
地域定着支援年間実利用者数	0人	9人
地域活動支援センター1日平均利用者数	3.7人	8人

施策名	施策の内容	担当課
在宅福祉サービスの推進	障害者総合支援法に基づく介護給付等の各種在宅福祉サービスの利用を支援します。 ○訪問系サービス（居宅介護／重度訪問介護／重度障害者等包括支援） ○日中活動系サービス（生活介護／療養介護／短期入所等）	福祉課
審査体制の充実	障害福祉サービスの給付決定に当たって必要となる障害支援区分の認定に係る調査員を確保するよう事業所に働きかけるとともに、認定審査会委員の研修機会を確保し、資質の向上に努めます。	福祉課
生活介護・自立訓練施設の整備促進	障がい者の日中活動の場として、生活介護又は自立訓練(機能訓練・生活訓練)のサービスを提供する施設の整備について、社会福祉法人等と連携して促進します。 要件を満たした場合は社会福祉法人の助成に関する条例に基づき支援します。	福祉課
短期入所施設（ショートステイ）の整備促進	在宅の障がい者を介護する方が疾病等の場合、地域で短期間介護等の支援を行う施設の整備について、社会福祉法人等と連携して促進します。 要件を満たした場合は社会福祉法人の助成に関する条例に基づき支援します。	福祉課

第4章 施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
地域活動支援センターの充実	障がいのある人に対し創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る地域活動支援センターの事業内容を充実・機能強化し、障がい者の地域生活・日中活動を支援します。	福祉課
日中一時支援事業の実施	障がいのある人の家族が就労等のため居宅において介護等を行うことが困難な場合に、障がいのある人の日中における活動等の場を提供します。	福祉課
地域定着支援の利用促進	在宅で単身等により生活する障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう緊急事態等が生じた場合、相談その他必要な支援を行うサービスの利用を支援します。 また、地域定着支援を行う指定一般相談支援事業所の設置を事業者へ働きかけます。	福祉課
介護保険による介護サービスの推進	障害福祉サービスに優先する介護給付、予防給付については原則として介護保険サービスの利用が優先されることから、障がい者の利用意向も確認の上、適切な給付に努めます。	長寿いきがい課
食の自立支援	食事の調理が困難な65歳以上の者及び障がい者手帳所持者のみで構成される世帯の二次予防事業対象者について、食生活の改善及び健康増進を図るため、配食のサービスを行います。	長寿いきがい課
コミュニケーションの支援	聴覚等の障がいのため意思疎通を図ることが困難な障がい者等に、手話通訳等の方法により障がいのある人等とその他の者の意思疎通を仲介する者の派遣を行い、コミュニケーションの支援を促進します。	福祉課
日常生活用具の活用促進	障がいのある人(小児慢性特定疾患児含む)の自立と生活の質の向上を図るため、日常生活用具が必要な人に適切に給付されるよう努めます。	福祉課 健康づくり課
訪問入浴サービス事業	在宅の重度身体障がい者の居宅を訪問し入浴介護を行い、清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。	福祉課
補装具の交付・修理	障がいのある人の自立と生活の質の向上を図るため、必要な補装具の利用促進を図ります。	福祉課
各種減免制度の周知・利用の促進	所得税、市県民税の控除、自動車税、自動車取得税の減免、JR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金、NHK放送受信料等の各種割引制度等の周知と利用の促進を図ります。	福祉課

施策名	施策の内容	担当課
特別障害者手当等の支給	障がいのある人が経済的にも安定した生活を営めるよう、一定の障がいのある人に対して特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当を支給します。	福祉課

基本的施策（５）居住支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生活し続けるために、生活の本拠となる住居を確保することは重要な問題です。施設等から地域生活への移行を支援するとともに、自宅等での生活が困難な人に対して、地域での自立した日常生活及び社会生活の基盤となる「住まいの場」の整備を促進するよう努めます。

重点事項	重点施策
重点事項４ 住居の確保	○共同生活援助施設（グループホーム）の整備促進

【指標と目標値】

指 標	現状（平成25年度）	目標（平成34年度）
地域移行支援利用者累計	1人	18人
市内のグループホームの総定員	31人	58人

施策名	施策の内容	担当課
居住系サービスの利用促進	施設等の障がい者や自宅等での生活が困難な障がい者の住環境として、共同生活援助のサービス利用を支援します。 また、障害者支援施設等の利用が必要な方に対する施設入所支援のサービス利用を支援します。	福祉課
地域移行支援の利用促進	施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者等が地域生活に移行するため、相談その他の必要な支援を行うサービスの利用を支援します。 また、地域移行支援を行う指定一般相談支援事業所の設置を事業所へ働きかけます。	福祉課

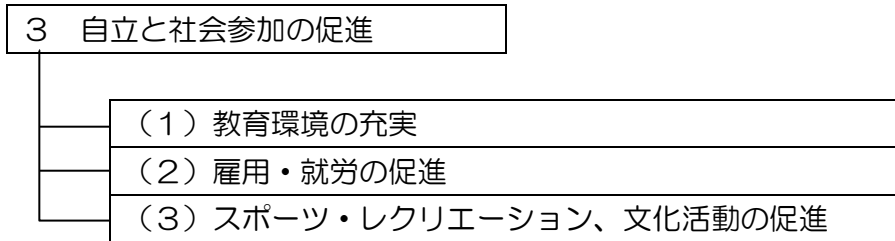
施策名	施策の内容	担当課
共同生活援助施設(グループホーム)の整備促進	障がい者が地域で安心して生活できる住まいの場として、グループホームを社会福祉法人等と連携して整備促進します。 要件を満たした場合は社会福祉法人の助成に関する条例に基づき支援します。	福祉課
居住サポートの推進	保証人がいない等の理由によりアパート等への入居が困難な障がい者に対して、入居に必要な調整及び家主等への相談・助言を行うサービスの実施に向け、指定相談支援事業所に働きかけし、障がい者の地域生活を支援するよう努めます。	福祉課
福祉ホームの活用	住居を求めている障がい者に低額な料金で生活の場を提供します。	福祉課

基本的施策（6）権利擁護の推進

障がい者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障がい者の自立と社会参加にとってその防止を図ることは大変重要です。そのため、障がいのある人に対する虐待の防止、養護者に対する支援に取組めます。また、判断能力が十分ではなく、福祉サービスや日常的な金銭管理を行うことが難しい人のための権利擁護のためのサービスの周知や利用に努めます。

施策名	施策の内容	担当課
障がい者虐待への対応	障がい者虐待に関する相談や通報を受け付けし、調査の上必要に応じて保護するほか、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などを行います。	福祉課
権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の周知	知的障がい等により判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、社会福祉協議会が実施している権利擁護事業の周知に努めます。	福祉課
成年後見制度の周知と利用促進	判断能力が不十分な障がい者の財産管理や福祉サービスなどの契約などについて、選任された成年後見人が代理して行う成年後見制度を周知するとともに利用を支援します。	福祉課
成年後見制度法人後見への支援	法人による成年後見制度実施に向けて、適切な事業運営が確保できると認められる団体に働きかけし、実施体制の整備等に対して支援します。	福祉課

3 自立と社会参加の促進



基本的施策（1）教育環境の充実

障がいのある児童生徒の、一人ひとりの個性や特性など教育ニーズに応じた教育環境の提供を行うことにより、児童生徒の持っている可能性を最大限に伸ばし、将来、自立した社会生活を送ることができるよう体制整備、支援に努めます。

施策名	施策の内容	担当課
障がい児の教育支援体制の充実〔就学児童〕	障がいのある児童一人ひとりの教育ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、各小・中学校に「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成を促し、支援体制を点検します。 また、県と共催で障がいのある児童及び保護者を対象とした教育相談会を実施します。	学校教育課
就学相談と情報提供の充実〔就学前児童〕	5歳児親子相談を実施し、年中児の育ちを把握するとともに保護者への情報提供と保護者等の様々な悩みや疑問に対して相談に応じます。また、特別支援教育アドバイザーの活用による就学前の適切な就学指導により、就学時に適切な教育の場が選択できるよう、幼・保・小の連携に努めます。	学校教育課 子育て支援課 健康づくり課 福祉課
特別支援教育支援員の配置	特別支援学級に在籍している児童生徒だけではなく、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)を含めたすべての障がいのある児童生徒の自立や社会参加を支援するため、特別支援教育支援員を配置します。	学校教育課
特別支援学級担当教員等の指導力向上	一人ひとりの障がいの状態や発達段階、特性等に応じた適切な教育を実施するため、特別支援学級担当教員等に対する研修の機会を確保し、障がい児教育に係る知識・技術・指導力の向上を図ります。	学校教育課

施策名	施策の内容	担当課
市施設等を活用した障がい児教育の支援	能代養護学校が生徒のコミュニケーション能力向上を図るため実施する「出張カフェ」等の現場実習の取組について、市の施設や各種イベント等での実施を支援します。	関係各課

基本的施策（2）雇用・就労の促進

障がいのある人が地域で経済的にも自立した生活を送るためには、就労が重要であり、その適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるよう、福祉的就労の促進も含めて、関係機関等と連携しながら障がい者雇用の支援に努めます。

また、市として職員の障がい者雇用を確保し法定雇用率を達成するほか、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、調達方針を毎年作成し目標を定め、実績を公表します。さらに、障害福祉サービス事業所等において作られた製品について、市施設内等での販売を支援し、障がいのある人の工賃水準の向上に寄与します。

重点事項	重点施策
重点事項5 就労支援体制の充実	○就労支援に関する施設の整備促進

【指標と目標値】

指標	現状（平成26年度）	目標（平成35年度）
民間事業所における障がい者雇用率	2.38%	2.70%

施策名	施策の内容	担当課
障がい者雇用の促進	ハローワーク能代との共催により「総合面接会 in のしろ」を開催し、障がいのある人の雇用促進に努めます。また、就業支援の一環として障がい者の資格取得に対して助成します。	商工港湾課
関係機関によるネットワークの構築	障がいのある人が自立した生活を営めるよう、障がい者の一般就労の拡大に向けて、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、教育機関、事業者、障害福祉サービス事業所、関係機関等からなるネットワークを構築し、その活動の展開を図ります。	商工港湾課 福祉課

施策名	施策の内容	担当課
養護学校卒業予定者に対する進路指導・就労の支援	県立能代養護学校卒業予定者の進路指導について、関係機関と連携し就労等へスムーズに移行できるよう協力します。 また、養護学校においてビジネスマナーや模擬面接等のセミナーを開催します。	福祉課 商工港湾課
一般就労への移行促進	一般就労が見込まれる障がい者に生産活動、職場体験、その他必要な訓練や求職活動に関する支援のほか、職場開拓、就職後の職場定着のための就労移行の利用を支援します。	福祉課
福祉的就労への支援	一般就労が困難な障がい者に対して、生産活動、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等を行う就労継続の利用を支援します。	福祉課
就労支援に関する施設の整備促進	障がい者の雇用を推進するため、就労移行支援や就労継続支援の施設整備を社会福祉法人等と連携して促進します。 要件を満たした場合は社会福祉法人の助成に関する条例に基づき支援します。	福祉課
能代市職員の障がい者雇用	本市における障がい者雇用については、今後も各任命権者と連携を図りながら、法定雇用率の達成に努めます。	総務課 教育総務課
障害者就労施設等からの物品等の調達推進	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品・サービスの調達推進を図るための方針を作成・公表し、優先調達を推進します。	福祉課
市施設等を活用した就労支援	障害福祉サービス事業所等において作られた製品について、市施設や各種イベント等での販売を支援し、障がいのある人の工賃水準の向上に寄与します。	関係各課
職場実習・職場体験機会の拡大	一般就労が見込まれる障がい者の就労促進を図るため職場実習機会の拡大、及び一般就労が困難な障がい者の勤労意欲の喚起等を図るため職場体験機会の拡大等に資する制度等について検討します。	福祉課

基本的施策（3）スポーツ・レクリエーション、文化活動の促進

生活を豊かで潤いのあるものにするスポーツ・レクリエーション、文化活動などを、障がいのある人もない人も共に楽しむことができるよう機会の充実に努め、障がいのある人がこうした活動を通じて地域の人々と交流し、社会参加の促進が図られるよう努めます。

施策名	施策の内容	担当課
体育施設機能の整備	障がいのある人のスポーツ推進のため、障がいのある人が運動しやすく、また、利用しやすい体育施設機能の整備に努めます。	生涯学習・スポーツ振興課
障がい者のスポーツ推進	障がいのある人を対象にしたスポーツ・レクリエーション大会の開催を、関係機関等と連携して支援するとともに、各種大会等への参加を促進します。	福祉課 生涯学習・スポーツ振興課
市体育施設利用の使用料無料化の継続	障がいのある人が市の体育施設を利用し、スポーツ・レクリエーション等を行う場合の施設使用料について無料化の継続に努めます。	生涯学習・スポーツ振興課
障がい者の作品展の開催等	障害者週間を中心として、障がいのある人が制作した作品展を開催するほか、各作品展への参加を支援します。	福祉課
文化活動等への支援	障がいのある人に配慮した講座やサークル活動など、学習活動の支援に努めます。また、ボランティア団体や関係各機関の協力を得ながら、「のしろであいのコンサート」「ひまわり号」等への継続的な支援に努めます。	福祉課 生涯学習・スポーツ振興課 長寿いきがい課
在宅障害者支援施設の利用促進	本市における障がいのある人の拠点施設である「能代市在宅障害者支援施設とらいあんぐる」の施設機能の発揮及び障がいのある人等の利用促進を図り、障がいのある人の社会参加等の促進をめざします。	福祉課

4 安全・安心、快適なまちづくり

4 安全・安心、快適なまちづくり
(1) 人にやさしいまちづくりの推進
(2) 移動条件の整備
(3) 住宅の整備促進
(4) 情報提供体制の充実
(5) 防犯、防災対策の推進

基本的施策（1）人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人や高齢者等のハンディキャップを持つ人を含め、市民すべてが、ともに安全で快適に暮らせるよう、バリアフリーの考え方を踏まえ、公共建築物等、都市基盤施設の整備促進を図ります。

施策名	施策の内容	担当課
公共施設のバリアフリー化	障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりのために、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨を踏まえて公共施設のバリアフリー化に努めます。	関係各課
学校施設の整備	障がいのある児童の入学に際して、障がい者用トイレ、階段への手すり等、必要に応じて整備に努めるとともに、校舎改築時においても適切な教育環境の整備を図ります。	教育総務課
公園などの整備促進	公園、緑地の整備にあたっては、障がいのある人が安全・安心して利用できるよう、園路やスロープの整備、多目的トイレの設置など、安全面に配慮し整備を推進します。	都市整備課
冬期間の除雪支援	冬期間に、自宅から道路までの除雪が困難な障がい者や高齢者が、安心して暮らせるよう、除雪に係る経費の一部を援助します。 また、社会福祉協議会で実施している雪対策支援事業に助成します。	福祉課 長寿いきがい課

基本的施策（２）移動条件の整備

障がいのある人が、地域で自立した生活を営むとともに社会参加しやすい環境を実現するため、移動の際の不自由さの解消を進めるなど、移動手段への支援に努めます。

施策名	施策の内容	担当課
外出支援サービスの利用促進	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等のサービス利用を支援します。 また、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、危険を回避するための必要な援護、外出時の介護等のサービス利用を支援します。	福祉課
移動支援の促進（ガイドヘルパー）	屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行います。	福祉課
障がい者の外出助成	重度障がい者（児）が行事への参加や通院などにタクシーを利用する場合又は自家用車利用する場合、その経費の一部を助成します。	福祉課
歩行空間の整備	障がいのある人の歩行の安全確保や事故防止のため、歩道の段差解消、視覚障がい者用誘導ブロック等の整備に努めます。	道路河川課 都市整備課
自動車の利用に対する支援	障がいのある人の自動車利用を支援するため、自動車改造費及び自動車運転免許証取得の助成、自動車税・自動車取得税の減免措置に係る証明書の発行を行います。	福祉課
各種交通機関における減免制度の周知・利用の促進	障がいのある人の移動支援としてのJR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金等の各種割引制度等の周知と利用の促進を図ります。	福祉課

基本的施策（3）住宅の整備促進

障がいの有無にかかわらず、誰にとっても住みやすいユニバーサルデザインの住宅が求められます。住宅（自宅）のバリアフリー化・改造を行う場合に、障害者住宅整備資金や生活福祉資金等を必要とする人についてその活用促進を図るとともに、住宅改造に関する情報提供や相談体制の充実に努めます。また、公営住宅については必要かつ可能な箇所からバリアフリー化を図るよう努めるほか、改築の際は、バリアフリーの考え方を踏まえて整備を行います。

施策名	施策の内容	担当課
相談体制の充実	障がいのある人個々の事情に応じた適切な住宅リフォームに対応するため、行政機関等の連携を図り、相談体制の充実に努めます。	福祉課 都市整備課
生活福祉資金等の周知	社会福祉協議会の生活福祉資金や高齢世帯住宅小破修理事業の周知を図ります。	福祉課
障害者住宅整備資金等の活用促進	障害者住宅整備資金貸付金事業や生活環境改善事業（補助）の充実と活用促進を図り、居住環境の整備に努めます。	福祉課
住宅の整備（公営住宅の整備）	障がいのある人や高齢者が安心して快適な生活を送れるよう、生活や活動の障壁となる段差等を取り除いた公営住宅の整備に努めます。	都市整備課

基本的施策（４）情報提供体制の充実

必要とする情報が必要とする人に的確に伝わるよう、情報提供の方法・手法について改善しその充実を図ります。また、特に、情報の収集・利用に支障が大きい視覚障がい者や聴覚障がい者について、コミュニケーション手段の確保と情報提供の推進に努めます。

施策名	施策の内容	担当課
手話通訳者の配置	聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者の意思疎通の円滑化を図るため、市役所に手話通訳者を配置します。	福祉課
手話通訳者等の派遣	聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記奉仕員を派遣します。	福祉課
声の広報の発行	ボランティアグループの協力を得て、視覚障がい者等への情報提供として声の広報を発行します。	福祉課
手話奉仕員の養成	聴覚障がい者の情報提供の充実を図るため、関係団体と協力し、手話奉仕員養成講座を開催します。	福祉課
情報入手におけるバリアフリー化	市役所窓口を始め、関係機関等へ障がいに関するパンフレット等を備え付け、障がいのある人が手軽に情報を得ることができるよう努めます。 また、障がいのある人等が必要とする情報を的確に把握できるよう、わかりやすく表現するなど、市の広報やホームページの充実を図ります。	福祉課 地域情報課

基本的施策（５）防犯、防災対策の推進

障がいのある人に対して防災知識を普及するとともに、緊急時の的確な情報提供や地域住民を含めた避難誘導などの体制整備を図るほか、災害時要配慮者対策に努めます。

重点事項	重点施策
重点事項6 災害時の体制整備	○避難行動要支援者名簿（障がい者）の整備と個別計画の策定 ○福祉避難所（障がい者対応）の確保

【指標と目標値】

指標	現状（平成26年度）	目標（平成35年度）
福祉避難所数（障がい者対応）	0箇所	2箇所

施策名	施策の内容	担当課
地域防犯体制の充実	犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、警察及び防犯関係団体等との連携を図ります。	福祉課
緊急時における通報体制の整備	1級又は2級の身体障害者手帳所持者で、ひとり暮らし、または高齢者のみの世帯等における緊急通報装置の設置を支援し、急病、災害等の緊急時に速やかな通報と救助を行う体制を整備します。	長寿いきがい課
防災意識の高揚、防災知識の普及	障がいのある人や高齢者等の要配慮者について、災害時に地域が一丸となった対応になるよう、出前講座の実施や広報等により防災意識の高揚、知識の普及を図ります。	総務課
地域防災体制の確立	障がいのある人や高齢者等の要配慮者に対する安全対策として、能代市総合防災訓練及び春・秋の消防総合訓練で、関係機関や障がいのある人を含めた地域住民の集団避難誘導訓練を実施し、安全な避難誘導体制の確立や救援体制のネットワーク化を図ります。	総務課
避難行動要支援者名簿（障がい者）の整備と個別計画の策定	障がいのある人や高齢者等の要配慮者の安全を確保するため、災害時に避難支援を要する者の把握に努め、地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を整備します。また、個々の状態に合った避難支援プラン（個別計画）の策定に努めます。	総務課 福祉課 長寿いきがい課

第4章 施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
福祉避難所（障がい者対応）の確保	一般の指定避難所で生活することが困難な障がい者のため、障がい者に対応した福祉避難所を指定するよう努めます。 また、福祉避難所において福祉・医療サービスの提供など体制の整備に努めます。	総務課 福祉課
「ヘルプカード」の導入	障がいのある人が災害時・緊急時に必要な支援を受けられる「ヘルプカード」の導入に向け、平成27年度までに検討し、早期の作成と普及に努めます。	福祉課

第5章 市民・関係機関等との協働と計画の推進体制

1 市民・関係機関・団体・事業者等との協働

本計画を推進し目標を達成していくためには、市民、事業者、ボランティア、関係機関・団体、行政等の協働が不可欠です。そのため、これら各主体との連携を強化し、各分野の施策の一体的な推進を図ります。

また、市の実情に即したより効果的な施策展開を図るため、市民やボランティア、障がいのある人自身の積極的な参加を得るよう努めます。

2 計画の推進体制

(1) 全庁的な施策の推進

庁内各課の緊密な連携により全庁が一体となって各施策を推進するとともに、施策・事業の進捗状況を把握・分析しながら、進行管理を行います。

状況の変化があった場合は、事業の見直しなど必要な対応をしつつ、目標の達成に向けて取り組みます。

(2) 全市的な計画の推進

障がい者計画の推進に当たっては、社会情勢によって変化するニーズを的確に把握しながら推進することが求められます。そのため、指定一般相談支援事業所関係者、指定障害福祉サービス事業所関係者、障害者関係団体関係者、保健・医療機関関係者、公共職業安定所・雇用関係機関関係者、教育機関関係者、秋田県山本福祉事務所関係者、市内に居住する障がい者及びその家族等により組織する能代市地域総合支援協議会において意見を聴きながらニーズの把握に努めるとともに、各施策の実施状況などについて報告し、点検・評価を受けることとします。

参 考 资 料

1 策定経過の概要

年 月 日	内 容
平成26年7月10日 ～8月18日	アンケート調査（障がい者、障がい者関係団体、障害福祉サービス事業所）
8月27日	第1回能代市地域総合支援協議会 ・能代市障がい者計画等策定方針（案）について
8月28日	第1回能代市障がい者計画等策定連絡会議 ・能代市障がい者計画等策定方針（案）について ・各課への依頼事項について
10月29日	庁内各課への施策の確認
11月 5日	第2回能代市障がい者計画等策定連絡会議 ・能代市障がい者計画（素案）について
11月26日	第2回能代市地域総合支援協議会 ・能代市障がい者計画（素案）について
平成27年1月21日	第3回能代市地域総合支援協議会 ・能代市障がい者計画（原案）について ・能代市障がい福祉計画（原案）について
1月26日 ～2月24日	能代市障がい者計画（案）及び能代市障がい福祉計画（案）についてのパブリックコメント
2月25日	第4回能代市地域総合支援協議会 ・能代市障がい者計画（案）について ・能代市障がい福祉計画（案）について
3月20日	両計画の決定

2 能代市地域総合支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の規定による相談支援事業をはじめとする地域の福祉、医療、雇用等の課題について、関係機関等と緊密な連携を図るために中核的な役割を果たす協議の場として、能代市地域総合支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス利用に係る指定一般相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 関係機関の業務において、処遇困難な障害者の対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善等の方策に関すること。
- (5) 障害者の自立と地域生活を支援するための方策に関すること。
- (6) 障害者計画及び障害福祉計画の策定及び進行管理に関すること。
- (7) その他市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 協議会の委員は、15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業所関係者
- (2) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業所関係者
- (3) 障害者関係団体関係者
- (4) 保健・医療機関関係者
- (5) 公共職業安定所・雇用関係機関関係者
- (6) 教育機関関係者
- (7) 秋田県山本福祉事務所関係者
- (8) 市内に居住する障がい者等(法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。)及びその家族
- (9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意

見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年7月12日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第47号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第47号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月25日告示第144号)

この告示は、平成25年12月25日から施行する。

3 能代市地域総合支援協議会委員名簿

所 属	氏 名
能代市障害者相談支援事業所	畠 山 耕
社会福祉法人能代ふくし会 ぴあわーく	佐 藤 聖 子
社会福祉法人ニツ井めぐみ会 ニツ井めぐみ園 【協議会副会長】	工 藤 正 喜
能代市ボランティア連絡協議会	小 山 佳代子
のしろであいのコンサート実行委員会	小 川 金 芳
能代市山本郡医師会（身体障害者指定医） 【協議会会長】	山須田 健
能代市山本郡医師会（精神科医）	織 田 尚 明
能代公共職業安定所	櫻 田 憲 幸
秋田県立能代養護学校	志 渡 裕
秋田県山本福祉事務所	保 坂 房 代
能代市身体障害者福祉協会	小 林 義 則
能代山本肢体不自由児者父母の会	伊 勢 巧
能代市手をつなぐ育成会	藤 田 正 男
能代市社会福祉協議会 指定相談支援事業所	鈴 木 和 子

4 能代市障がい者計画等策定連絡会議設置要領

(設置)

第1条 能代市障がい者計画及び能代市障がい福祉計画（以下「障がい者計画等」という。）を策定するにあたり、全庁一体となった取り組みを進めるため、能代市障がい者計画等策定連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、以下のとおりとする。

- 1 障がい者計画等の策定に関すること。
- 2 障がい者計画等の策定に係る各種調査及び各種事業の調整に関すること。
- 3 その他障がい者計画等の策定に必要な事項に関すること。

(連絡会議の構成)

第3条 連絡会議は、座長、副座長及び障がい者計画等を策定する上で関連する施策事業を所掌する次の課から座長が指名する職員で構成する。

部局名	課名
総務部	総務課
企画部	総合政策課
市民福祉部	子育て支援課
	長寿いきがい課
	健康づくり課
環境産業部	商工港湾課
都市整備部	都市整備課
	道路河川課
二ツ井地域局	市民福祉課
教育委員会	学校教育課
	生涯学習・スポーツ振興課

2 座長は、市民福祉部長の職にある者を、副座長は、福祉課長の職にある者をもって充てる。

(座長)

第4条 座長は、会務を総理する。

2 座長が出席できないときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、座長が必要に応じて招集する。

(関係者の出席)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、連絡会議に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

5 用語解説

【あ行】

医療型児童発達支援

理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた肢体不自由児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行う。

【か行】

器質性精神障がい

脳そのものの器質的病変や、脳外傷、脳梗塞等により脳に何らかの損傷を受けたことに起因して、意識障がい、せん妄、認知症等の症状を呈する精神疾患。

気分障がい

内因性精神障がいの一つ。ある程度の期間にわたって持続する情動の異常により、苦痛を感じたり、日常生活に著しい支障をきたしたりする状態をいう。うつ状態あるいは躁状態のみを繰り返すもの（単相性）と、うつ状態と躁状態または軽躁状態とを交互に繰り返すもの（双極性）とがある。

計画相談支援

相談支援事業所の相談支援専門員が、障害福祉サービス・障害児通所支援の利用者それぞれに応じたサービス等利用計画（または障害児支援利用計画）を作成する「サービス利用支援」と、サービスの支給決定後においてサービス等利用計画が適切であるかどうかの見直しを行う「継続サービス利用支援」とをいう。サービス等利用計画を作成することにより、関係機関が連携して利用者本人のニーズに基づいた支援を提供することを目的とする。

経過的福祉手当

昭和61年4月に障害基礎年金および特別障害者手当が創設された際、従来の福祉手当を受給していた者に対して設けられた経過措置。20歳以上の従来の福祉手当受給資格者であって、障害基礎年金・特別障害者手当を受給できなかった障がい者本人に支給。障害者総合支援法等に定める施設に入所することとなった場合、障がいを支給事由とする年金を受給することとなった場合は、受給資格喪失となる。受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得によって支給制限がある。

行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者（児）につき、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を行うサービス。

【さ行】

施設入所支援

施設に入所する障がい者（児）につき、主として夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービス。

児童委員

市町村の担当区域において、児童及び妊産婦の生活及び環境の状況を適切に把握し、その保護、保健その他福祉につき援助及び指導を行う民間奉仕家。民生委員がこれを兼ね、任期は3年。一部の児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行うサービス。

重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者（児）で、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者につき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護等を包括的に提供するサービス。

重度訪問介護

居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うとともに、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス。従来、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する者を対象としていたが、平成26年4月からは知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護を要する者が給付対象に加えられた。

就労移行支援

生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、本人の適性に合った職場の開拓、就職後の職場への定着のために必要な相談等の支援を行うサービス。企業などへの一般就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者を対象とする。

就労継続支援（A型、B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練等の支援を行うサービス。雇用契約に基づく就労が可能となる者について行われる「A型」と、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行われる「B型」とがある。

障害児相談支援

「障害児支援利用援助」及び「継続障害児利用援助」をいう。障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後デイサービス等）を利用する前に「障害児支援利用計画」を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなど（継続障害児支援利用援助）の支援を行う。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項、行政機関等および事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることで、障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障がいの有無にかかわらず共生する社会を実現することを目的とする。政府や地方公共団体・独立行政法人・特殊法人等に対して、障がい者差別解消のための対策をとることを義務づける。民間事業者については努力義務とはするものの、指導・勧告に従わなかった場合等は罰則の対象となる。平成25年6月公布、平成28年4月施行予定。

障害支援区分

障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。区分は1から6まであり、区分6が支援の度合が最も高い。認定項目と医師意見書から一次判定を行い、その結果をもとに市町村審査会で二次判定を行って障害支援区分を認定する。「障害者総合支援法」の一部改正により、「障害程度区分」から「障害支援区分」に名称が変更され、認定手続きが見直された。

障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障がい者（児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業等の支援を総合的に行い、障がい者（児）の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。平成25年4月から「障害者自立支援法」から現名称に変わるとともに障がい者（児）の定義に政令で定める難病等が追加され、症状の変動などによって身体障害者手帳の取得ができないが、一定の障がいがある難病患者等が障害福祉サービスの給付対象となった。平成26年4月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大などが実施された。

障害者優先調達推進法

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律」。障がい者就労施設等で就労する障がい者の経済面での自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることで、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。地方公共団体は毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、当該年度の終了後、調達の実績を公表する。

小児慢性特定疾患医療

小児慢性疾患のうち国が指定した特定の疾患（小児慢性特定疾患）について、その治療法の確立と普及を図るとともに患者家庭の医療費の負担軽減を図ることを目的として、診療にかかる費用等を公費で負担する制度。悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患など516疾患を11の疾患群に分類して対象疾患とし、18歳未満（引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳未満）の児童を給付対象とする。「難病の患者に対する医療等に関する法律」の制定に伴い児童福祉法が一部改正され、平成27年1月から新制度に移行した。

自立訓練（機能訓練、生活訓練）

「機能訓練」は、身体障がい者または難病患者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、または当該障がい者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行うサービス。「生活訓練」は、知的障がいまたは精神障がいのある者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、または当該障がい者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行うサービス。

神経症性障がい

器質的原因がなく、心理的、環境的、社会的な原因によって発症する精神障がいの総称。パニック障がい・不安障がい・PTSD・摂食障がいなど。精神的な症状だけではなく、動悸やめまい、脱力感やしびれ、胸部の痛みなどの身体的な症状を伴うことも多い。

身体表現性障がい

身体的異常がないにもかかわらず、痛みや吐き気、しびれなどの自覚的な身体症状が長期間にわたって存在する病態。ストレスなどの心理的、社会的な要因が関係しているといわれ、仕事や家庭などの日常生活に支障をきたす場合も多い。

生活介護

主として昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等の必要な日常生活上の支援、創作的活動、生産活動の機会の提供その他の身体機能・生活能力の向上のために必要な援助を提供するサービス。当該サービスを必要とする障がい者であって、常時介護を要するものを対象とする。

生活福祉資金貸付制度

低所得者、障がい者、高齢者等を対象として、その経済的自立、生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。実施主体は都道府県社会福祉協議会。世帯単位に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金の貸付けを行い、あわせて地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行う。

【た行】

短期入所（ショートステイ）

居宅において障がい者（児）を介護する者が病気等の場合に、障害者支援施設、児童福祉施設等の施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービス。

地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づいて市町村が行う地域生活支援事業の一つ。障がいによって働く事が困難な障がい者に創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する福祉施設。

地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

「地域移行支援」は、障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保等の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うサービス。平成26年4月から、入所期間の長期化や高齢化が進んでいる救護施設・更生施設に入所している障がい者等が対象に加えられた。「地域定着支援」は、居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行うサービス。

同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつおよび食事等の介護などの必要な援助を行うサービス。

特定疾患医療

原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度・重症度が高く、患者数が比較的少ない疾患で、厚生労働省が指定した疾患を「特定疾患」という。特定疾患については、治療が極めて困難でありその医療費も高額となるため、医療の確立、普及を図り、あわせて患者の医療費の負担を軽減することを目的として公費負担医療を行っている。実施主体は都道府県。「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴い、平成27年1月から新制度に移行した。

【な行】

認定子ども園

就学前の児童に幼児教育又は保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援機能を備えた施設。認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営をする「幼保連携型」、認可幼稚園が保育所機能を備えた「幼稚園型」、認可保育所が幼稚園機能を備えた「保育所型」、認可されていない地域の教育・保育施設が必要な機能を果たす「地方裁量型」がある。職員の配置及び資格、教育および保育の内容、子育て支援について規定された認定基準を満たす施設について、都道府県知事が認定する。

【は行】

放課後等デイサービス

授業の終了後または学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。対象は学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児。

【ら行】

療育手帳

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導・相談等が行われ、各種の援助措置（特別児童扶養手当、税の減免、公営住宅の優先入居、NHK受信料の免除、JR等の旅客運賃の割引など）を受けやすくすることを目的として発行される手帳。昭和48年に当時の厚生省が出した「療育手帳制度について」、「療育手帳制度の実施について」の両通知に基づき、各都道府県知事（政令指定都市の長）が知的障がい者（児）と判定した者に対して発行しており、手帳の名称、障がい程度の区分等は、各自治体により異なる。

療養介護

病院における機能訓練、療養上の管理、看護、介護等が必要な障がい者であって、常時介護を要する者に、主として昼間、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うサービス。

留守家庭児童会

保護者が労働等により日中家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図る保育事業を「放課後児童健全育成事業」、通称「学童保育」という。実施主体は市町村（特別区を含む）、社会福祉法人。学童保育施設の名称は自治体等によって「学童クラブ」「学童保育所」「留守家庭児童会（室）」等さまざまである。

第2次 能代市障がい者計画

発行：能代市

編集：能代市 市民福祉部 福祉課

〒016-8501 能代市上町1番3号

TEL 0185-89-2152

FAX 0185-89-1771

E-mail fukushi@city.noshiro.akita.jp